

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前ですが、先週6月2日に行われた行政報告で訂正の申し出がありましたので発言を認めます。町長。

○町長（平野公三君） 去る6月2日、議会初日の行政報告の読み上げにおいて、次の2点について、誤った読み上げをしてしまいました。

1点目は、4ページ、主な復興事業の進捗状況中、防災集団移転の宅地整備の部分において、全体の73%に当たる108宅地と読み上げましたが、正しくは、全体の73%に当たる308宅地でありました。

もう1点は、12ページ、農林水産業の振興中、有害鳥獣の対策部分においてニホンカモシカ等の一斉捕獲と読み上げましたが、正しくはニホンジカ等の一斉捕獲であります。

議員各位並びに町民の皆様におわびするとともに、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（小松則明君） 申し出のとおり訂正することにいたします。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の一般質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） おはようございます。創生会の東梅康悦でございます。

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行います。

内容は、3月議会と同様であります。前回と重ならない内容を試みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

空き地バンク制度に伴う住宅支援事業について、3月の第1回定例会におきましても一般質問で当該事業について取り上げ、当局の考えを尋ねました。また、これまで幾度かの全員協議会でも質疑を行い、答弁をいただいております。

当局からは、被災者の支援ではなく、市街地の形成や定住促進を目的としているとの説明を何度も受けております。議論は平行線のまま今日に至っておりますが、私は、被

災された方々が多額のお金を投じて家を再建するとき、町からの支援は公平であるべきとの考えが根底にあることから、納得するには難しいものがあります。

さきの第1回定例会では、当該事業を含む一般会計当初予算548億円が全議員の賛成を得て成立しております。その中で、当該事業につきましては、不公平感を払拭できず住民の理解を得られていないということから、全議員の賛同のもと附帯決議の意見書を提出したところであります。このことにより、当該事業は現在停止しております。新年度に入り2カ月が経過しており、このような状況が続くことは復興が停滞することにつながり、決してよいことではなく、制度に納得してない私自身も憂慮しております。

議会のさまざまな意見書を、国を初めとする各省庁等に提出しておりますが、返事はありませんし、受理したほうもその義務はありません。

附帯決議の意見書には法的な拘束力はありませんが、議会の総意は重いものがあると思うのです。さきの定例会で提出された附帯決議の意見書の結びに、「本支援事業を適正なものに調整し、住民の理解が得られるよう、議会との合意の上、業務執行に当たるよう強く求める」とあります。この結びの文章に、どれだけ協調できるかが大事になると思うし、当町における二元代表制が試されるのではないのでしょうか。

町のメインストリートの活気、今後の固定資産税を含めた税收、商業者の経営など当該事業の持つ意味は私なりに承知しております。

そのためにも、議会、行政が互いに尊重し、胸襟を開き、時間の制限を意識しつつ議論を深め、結論を導き出さなければならないと思うのです。

附帯決議の内容、また議員個々との意見交換の内容、さらに大事なものは、当該事業では対象外となる住宅再建者の思いをどのように酌み取った中で、当該事業を進めようとしているのかお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 私から、東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

私としては、不公平感についての御意見については承知しているところであります。

しかし、土地区画整理事業が終盤を迎える中、見える化の結果を踏まえれば、中心市街地ににぎわいを取り戻すためには、商業者や事業者の区画内での事業再開の後押しとして、空き地を解消しながら居住者をふやすことが優先課題であり、そのためには、民間宅地の流動化を強力に促進していくことが、全ての町民のため、町の将来のために必要なことであると考えます。

そのため、附帯決議を受け、改めて議員の方々と膝を交えて意見交換をさせていただくとともに、住民に対して制度、趣旨、目的等を理解してもらうための説明会を開催し、その内容については、広報6月号に掲載するなどして理解増進に努めてきたところであります。

繰り返しになりますが、本事業は中心市街地及び各地区の中心地の再生の取り組みとして、その趣旨を御理解いただき、施行した上で、進捗や効果については議会にも随時報告し、状況を踏まえた新たな施策を打ち出していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 答弁ありがとうございました。

この件一つだけですので、何点かお聞きしたいと思います。

町長と議会は二元代表制ということで、私自身も、全ての知識を得ているわけではございません。わかりやすく言えば、どちらも選挙で選ばれると。そしてまた、その選挙で選ばれたと。それぞれが持つ権限において、相互に牽制し、均衡と調和がとれた関係を維持しながら、公正な自治体運営をしていくことに尽きるのではないかなと考えております。

東日本大震災では、悲し過ぎるほどの人的な被害がありました。また、長年築き上げてきた大きな物的被害を受けたこの大槌町では、そのことを強く意識した中で、町の復興が進む中、是々非々の立場で議論を行っていかねばならないと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

今回の私の一般質問の答弁をいただいたとき、1番最初に思ったことは、質問の内容にストレートに答えていないなということを感じました。行政が進めた事業に異論を唱える質問でありますから、答弁するほうも消極的になるかもしれませんが、やはりストレートに答えていただきたい。我々も質問するとき、あるいはこの議場で質疑をするとき、変な質問、質疑であれば議長に指導を受けます。ですので、やはりですね、そういう答弁も率直なものを心がけていただきたいと思います。私たちも、質疑するとき、質問するときはそのように心がけますので、よろしくお聞きしたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、3月議会で全議員の賛同をもって出された附帯決議を、町長を初めとする当局はどのように受けとめたのでしょうか。率直な考え、思いをここでお尋ねしたいと思います。よろしくお聞きします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 議員おっしゃるとおり、二元代表制ということですので、附帯決議の内容からしてですね、それは重く受けとめております。そして真摯に対応しようということで、我々もいろんなことを今までやってきました。そういったことで真摯に受けとめて、議会の意向を受けて対応したいというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

この事業をつくるに当たり、当局の中でも内部でいろいろな協議をされた中で、その制度が固まり、今、強い意思のもとでこの事業を進めようとしております。

これまでも議論の中で何度も聞いておりますが、議会のほうも、議会の附帯決議にも、これは、議員個々が真剣に考えて出した答え、それが附帯決議の内容であります。法的な拘束力は確かにありません。ただ、町の単独事業であります。ですので、議会の意見を、これは取り入れる必要もあつたのではないかなと私は強く思っています。

同じような内容になりますが、議会の意見を町単独事業であるから取り入れる姿勢をですね、ぜひ当局のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かに附帯決議の中にある部分で、修正とか、あとは議会と合意しながらという話もございます。

我々も修正できるかどうかという部分は考えました。その上でも、やはりこれは修正のしようがないと。やっていく中で問題があればそのときは考えるというふうには思っております。

議会との合意のもと進めることというふうになってございます。附帯決議がどうかということもあるんですが、附帯決議であれば、普通であればそこまでの話ではなくて、ある程度配慮してやってくださいみたいな附帯決議だということなんですが、今回の内容を見ればそういう状態になっております。ですので、我々も議会側にちゃんと説明してきましたし、住民説明をしたりいろんなことで真摯に対応しました。

そういったことで、議会側の意向を受けてからやりたいというのは、先ほど申したとおりであります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに、3月に予算が成立いたしまして、4月1日から本来であればスタートしたかったんでしょうけれど、附帯決議がブレーキとなり2カ月過ぎたと。

その中においても、ただ2カ月過ぎたわけではなく、住民説明会を4月23日に開催したと。そしてまた、全員協議会等でも、その報告やら、その中でもさまざまな意見をまず聞いたという内容になっています。

でも私は、くどいようですが、やはりこの町単独事業、そしてまたこの復興にかかわる事業であれば、やはり我々もさまざまな町の方々から意見を聞いてます。それを全て話すわけではなく、やはり、大きなものを仕分けした中で、まとめた中で、これは大事じゃないかなというものを当局にまずぶつけるわけですが、今回の独自制度においては、我々の思いが通じなかったということで、ある意味残念ではあります。

その中で、4月ですか、議員個々との面談、意見交換会を、私も受けました。部長、課長、そしてまた担当職員ということで、3名から説明を受けたわけですが、その中においても、私もさまざまなことを言いましたし、そしてまた担当の職員の方からも、市街地形成の強い思いも私も聞いております。熱意があるところで仕事しているなというところも、よくわかっております。ですので、本当にこういう熱意が、庁舎内全体に波及すればもっとよくなるということも感じました。

そこで、13名の議員がいるわけですが、議員との意見交換会の中で、どのような内容が出されたのかなということをまずお尋ねしたい。全てじゃなくてよろしいです。代表的なものをまず知らせてもらいたい。それで今回のこの議員の意見交換会の内容は、この事業には採用されておりませんが、いつかの時点で、そういう考えがもしかしたら活かされてくるのではないかなと思います。ですので、まず議員との意見交換会の内容を、まず知らしめていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 各議員の方々との意見交換の内容ということでございますけれども、基本的に皆様方の御了承を得ているわけではないので、具体的なところは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、例えばこの町の魅力、売りは何かといったようなお話とかですね、きちんと住民説明をしてほしいといったような御意見のほうをいただいておりますし、制度につきましても、理解はできるという御意見、しっかりと取り組んでほしいという御意見や、不公平感についての御意見といったようなところはいただいたところでございまして、こういったところを、こちらとしても真摯に受けとめて、事業を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 部長、今の答弁は内容不足だと私は感じますけれど、もう少し中

身に入って答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） その他の意見ということでございますけれども、町のほうで、もっと積極的にハウスメーカー等と交渉等をして、積極的に対応していいのではないかとといったような意見もございましたし、あとは現状については見える化等でこのとおりわかるので、何もしないというわけにはいかないといったような意見とか、まちをつくることは必須、必要なものでありそのための施策として理解できるといったような御意見といったような意見等が出たところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

それぞれの議員が、さまざまな考えのもと、意見交換に臨んだとは思いますが、やはり議員は、何も自分が話したことを、行政に対して話したことを何もクローズしてほしいということは考えていないと思いますので、やはりそこら辺は誰がどうしゃべったってということは、これはいいんでしょうけど、やはりこういう意見があった、ああいう意見があったということ、まず1回目で答えてもらえればよかったのかなと思います。自分のしゃべったことをしゃべるなっていう議員はこの中にはいないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この答弁書を先ほど町長に読んでいただきましたが、答弁の冒頭にあります不公平感の意見は承知していると、まず冒頭述べられました。

私の一般質問も、事業対象外の方々の意見をどのように捉えた中で、この事業を進めようとしているのですかという通告内容でありました。でも、そのことについてはまずちょっと私の能力では、答弁内容を把握できておりません。ですのでもう一度お尋ねするわけでございますが、この事業の対象外の方々の思いや意見をまずどのように捉えているのかというところを行政側から聞きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かに町長も申し上げたとおり、被災者支援という観点から見れば不公平じゃないかというのは、それはそのとおりだと思います。それも理解しないわけではないということはあると思います。

ただ、我々がやろうとしているのはまちづくりのためにやろうとしているんだと、必ず皆さんのためになるんだと思っているからです。

そういったことを、皆さんのほうにわかっていただきたいということで説明会等も実施しました。あとは広報等でも周知を図ろうと、全世帯の方に理解していただくようにそういったことを対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 副町長が言うのもわからないわけではございませんが、やはり事業を受けるほうは、やはりその幾ら別な事業だから、被災者支援じゃないんだという説明をしたところで、やはりこれはなかなか納得するには難しいものがあると思います。

ですので、今後も恐らくこれは本当にどこまでやっても恐らく納得しないのではないかと思うんだけど、やはりその努力はやっぱり続けていかなければいけないと思いますので、よく考えていただきたいと思います。

4月23日に開催されました住民説明会でありますが、当局からは町長初め幹部の方々かなりの人数出ておりました。人数の割には、正直出席した、参加した町民の方々も34名でありました。私自身も参加しておりましたが、ちょっともう少し参加があってもいいのではないかなというふうな率直な感想を持ったところでございます。34人という数字にこだわるわけではございませんが、これは大槌町の人口が今1万ちょっとということを考えれば、この34名というのは割り算をすれば約0.3%ぐらいの計算になると思うのですが、1回の住民説明会で町民の方々の当該事業の意見集約を終えることは、本当にいいんだろうかと私は思っております。

さきの全員協議会でも、防集団地のほうに行って聞いたらいかがですかという話もしたわけですが、やっぱりですね、日程的に厳しいのは私もわかります。行政が日程的に厳しいっていうのはですね。ただやっぱり事業に賛同する人もいると思うし、あるいは反対する人もいるはずですよ、います。やはり何カ所か歩いた中で、本当に賛同の生の声、あるいは反対の生の声を聞いたほうがいいんじゃないかなと私自身は思っています。もちろんこのことにつきましては、我々議会にもこれは言えることではございます。ただ今回の場合は、執行する立場ということで、今後何カ所かの住民説明会というものを、もう一度協議したほうがいいんじゃないかという私の考えでございますが、当局はいかがお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 期限的な部分に関しては、御理解いただいてありがとうございます。

確かにそういったこともございます。ただ今回の制度に関しまして、防集だとか区画整理だとか、そういった話ではなくて、まちづくりだということです。

ただし、被災されていない方々もいます。その方々も含め町全体の方々に説明する。それはまちづくりの施策だからです。そのために全体に御案内してやりました。あと来られない方々もおりますので、6月号の広報に載せて周知を図っているという状況でございますので、それは御理解いただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 4月23日に町全域を対象にした説明会を行ったと。参加人数はまず34人ではあるがやったということで、今後そういう予定はないという今の副町長の答弁でございましたが、例えば中心市街地が活性化するとそれが在のほう、在って言えば変ですが、郊外のほうにも波及するという当局からの説明もあります。やはり波及するところにも行って、その波及が予想される地域にも行って説明会なんかも開いたらいいんじゃないかなという私の考えではございますが、当局がしないという立場を崩さないのであればもう一度お尋ねしますが、波及する場所があるということを当局自身も言っておりますので、もう1回、何カ所か説明会を開催したらどうですかという質問をしたいのですがいかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かに意見としてわからないわけではないところであります。

ただ先ほど申し上げたとおり、町全体の方々に説明するという部分で、1回で、中心のところでやったんですが、そしてあとは皆さんに広報で周知を徹底するというところで我々は対応したいというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私の要望は取り入れてもらえないということではあります、話は別なほうに変わりますが、答弁の中にもありますが、中心市街地の活性化は全ての町民のため、町の将来のため必要であるという力強い答弁になっておりますが、震災前、災害危険区域を含めたところで、町方には1,600世帯、4,000人ぐらいが住んでいたと。そしてまた、区画整理事業を計画したとき、当初2,100人の人口を見込んでいたと。ただ、ふたをあけてみたら、昨年7月が985人、そしてまた2カ月後の11月では1,135人ということで、人口がそういうふうを示されております。

私も、固定資産税を含めた税収の面、そしてまた商業者の経営など、この事業の持つ

意味を私なりに理解しております。ですので、空き地バンク自体は私もいい制度だと思っておりますので、空き地バンクを利用してU・Iターン者が増え、この1,135人から1人でも2人でもふえてもらえればいいのかというふうに考えております。

全ての町民のため、また町の将来のために必要であるという説明は、余りにも漠然とし過ぎて、ちょっと話が大き過ぎて、なかなかイメージが湧かないと。ですので、具体例を示した中で、もう少し踏み込んだ考え方を説明していただければいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） ありがとうございます。

確かにこれは不公平とかそういった議論ではなくて、まちづくりで、将来的にいずれ全町民のためになるんだというふうに説明してきましたし、我々はそう信じてやっているというところがございます。

具体例ということでもありますので、まず、ただインフラ整備をしたことによって、そこに空き地があると、当然インフラ整備した部分の維持費がかかります。一番いい例は下水道事業ですが、区画整理の中で建てていただければ給水料は上がります。ただ、建っていないければ、給水料の負担は税金で負担することになります。結果、下水道なんかであれば、今だと下水道は2億6,000万ぐらい一般会計から出しています。それから漁排でいくと6,500万ぐらいですか、そのぐらい出しているという状況です。それは下水道とか漁排の会計が赤字にならないように、一般会計から出しているというのは現実でございます。そういった部分で、給水収益が上がればその分の負担は少なくて済むということになります。そうすれば、その分の財源については、子供のことであろうと、それから道路であらうと、いろんなところに使える財源になると。被災された方も被災されていない方も、町民全体がその分を負担しているということになります。ですから、それがなければ、給水量が上がれば上がるだけその分は別な財源を使って皆さんに還元できると、そういった状況がございますので、そういった部分で維持管理に経費がかかるというところがございます。

それからあと経済的な部分については、数字で示すようなことはできないのですが、当然町の顔をつくって、そこににぎわいを取り戻すことによって経済活動が生まれると、そういった部分で町の経済を支えていくという趣旨の考えでございます。町もなく、そういった活動がなければ、当然仕事をするところもなければ子供たちも出ていくし、買

い物をするところがなければ外に行って買い物をする。そうすれば人も金も出ていくという状況になります。

前に、日本創造会議だったでしょうか、2040年にはいずれ全国の市町村が消滅の危機に直面するんだというふうになっています。岩手県でいくと8割を超えているという状況になります。そういった部分で、それに拍車がかかっていくんだというふうに思っています。だから何とかしなきゃならないということで、この復興に合わせて、まちづくりをしたいというふうに考えているところです。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 詳しい内容に踏み込んだ答弁、ありがとうございます。

ちょっと私これ、腑に落ちないところがあります。ということでお尋ねしますが、さきの議会の一般質問の中で、この質問は地方自治法10条2項への整合性はいかがですかという質問をしました。10条2項は、町に住む方々は、町の役務の提供を等しく受ける権利があると。そしてまた、負担も相応の負担をしなければいけないという権利と負担の関係が10条2項に書かれております。

この空き地バンク制度に伴う補助事業については、住民の等しい権利というところは大丈夫なんだと、クリアするんだという説明を受けております。整合性はとれているんだという説明を受けておりますが、一方これがもしうまくいかなかったら、あるいはこの事業を行わなかったら町民全体で早く言えば負担が生じるんだというお話でございます。事業の入り口の部分では、10条2項には触れないと。ただ、出口の部分、芳しくなければ出口の部分では、住民の相応の負担が生じるということはですね、入り口の部分では10条2項には触れないが、出口の部分で触れるというのは、どうも私はすっきりこないところがあるんです。

ですので、いきなりのこの私の質問でありますから、ちょっと整理しなければ答えられないと思いますが、いずれ10条2項は、この事業であれば、今の説明であれば、入り口の部分ではクリアすると。ただ、出口の部分では負担が生じるということでありますので、そこら辺をもう少し説明していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 前にも質問でございました10条2項の話ですが、特定の行為で余りにも差が生じる場合、それは違法性があるという部分がございます。ただ、今回の部分については被災者支援ではなくて、別の制度目的でやっている。そういったこと

からすれば、それには該当しないというふうに我々は判断したということでございます。

先ほど負担が生じるといったのは、結果的にです。維持管理費は、何戸入っていてもかかるものはかかるんですね。給水でつないでいる方が多ければ多いだけ、その分の負担が減額される、安くなるというか少なくとも済むということの説明でございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

10条2項にこだわるわけではございませんが、やはりこの制度は別ものだから、まず10条2項は大丈夫だという説明はわかりましたけど、ただ出口の部分で、平等に負担が生じるというところでちょっとおかしな話じゃないかなという疑念を持ったことからそういう質問をさせてもらいました。

あと少しで質問は終わりたいわけですが、今回のこの中心市街地の空き地バンク制度、これは区画整理事業地内であれば、町内全域に該当する事業でございます。

ただ、こうして何回も説明を聞いていますと、どうしてもこの町のメインストリートの活性化、市街地の活性化しか当局は訴えないと。どうも吉里吉里とか安渡とか赤浜の区画整理事業のことに関しては、まず触れておられませんよね。ですので、それがまだ工事も進捗中、そしてまた見える化の図面もまだ我々にも示していないということもあるかとは思いますが、やはりこのどうしても市街地形成にこだわった話しかしていないと。対象地域は、区画整理事業地内全域なのに。市街地形成は大事でしょうけど、そこら辺をもう少しアピールしなければ、町方だけの事業しか考えてないのかと。町長がおっしゃるとおり、区画整理事業の中は線引きされないから、安渡、赤浜、吉里吉里にも行くんだという前の答弁がありました。どうしてもそういうふうな思いを強く持つてしまうんです。

私の考えは、被災者には線引きできないという思いで、これまでも述べてきました。それは別に置いて、まず、どうしてもそういうふうに捉えてしまうんですが、そこら辺をもう少し説明していただければいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） ありがとうございます。

わかりやすい議論で、町方の話をしてきたということがございます。ただ確かに議員おっしゃるとおり、町方だけではなくて、区画整理をやっている安渡、赤浜、吉里吉里、それぞれが該当するということがございますが、ただ、確かに議員おっしゃるとお

り、今町方と吉里吉里しか見える化を公表しておりません。ただいずれは時期を見て、それらの残りの、安渡とか赤浜も公表しなきゃならないということになります。ただし区画整理事業地内では、その4つの区域が全て該当するというふうになってございますので、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただあと1つ気をつけてほしいのは、我々が考へている制度というのは、2年間の限定であるということです。ですから、区画整理地内に家を建てれば全ての方がもらえるということではないということ、気をつけておかなきゃないところです。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 制度が始まってから2年間限定の事業だよということであります。私も承知しておりますが、このやりとりを見て、2年間という数字が町内の方々にこびりついたのかなというところもあるわけでございますが、私もあんまりもう質問しませんが、聞いてください。ちょっと長くなりますが。

今年度、水道事業所の中で、水道の未普及地に町の単独事業で生活用水を確保する補助事業をつくりました。私は、行政の役割というのは、住民が平等であればいいんでしょうけど、その平等ができない場合は、差を埋めるというのが、私は行政の言うまでもなく役割なんじゃないかなと思ひています。そういう意味で、本当に水道事業に関してはいい事業だなと思ひています。独自事業ですね。

その後、水道事業のような制度をつくれた行政が、今度は空き地バンクの関係で住民の間に不公平感を抱かせようとしている。実際、不公平感が生じております。

3月議会の議会による附帯決議は、住民の公平性に対する疑念を取り払う努力を行政に議会が示したものであります。また、メッセージの中には、決議の中には、一緒に協議した中で結論を出しませんかという内容も含まれていたと思うんですが、それには至らないということでございます。

今回の補助事業に対する私の考へを、まず述べたいと思ひます。批判するなら対案も示せと、本に書かれていますが、対案のレベルになるかどうかわからないんですが、私なりの見解を示したいと思ひます。

東日本大震災から6年と2カ月が経過し、既に住宅を再建された方々もおります。そしてまた、もろもろの事情によって住宅再建を断念し、公営住宅等に入居せざるを得なかった方々もおります。また、応急仮設住宅では、恒久的な住まいの確保のため、日々狭いところで、まだまだ住民の方々も住まれております。私はそういう方々に配慮する

のであれば、やはりこの空き地バンク制度は大変これはいい制度でございますので、町外からの、例えば移住者、U・Iターンに限定したもので、とりあえずやったらどうなんでしょうかという御提案でございます。

そうすると、例えば被災された方々の公平性もこれは維持できますし、そしてまた、皆さんわかっているかどうかわかりませんが、大槌町が行っている町の独自支援は、岩手県から宮城県の沿岸自治体の中でも、町の独自支援としては、本当にトップクラスではないでしょうか。

そういう既存の独自支援の中で、まず住宅再建をしていただき、例えばこの当該予算につきましても、今後どのような町の財政状況になるか何回か聞いていますけれど、いずれ厳しくなると。ですので、町民全体が享受できるようなお金の使い方、そしてまた、先ほど副町長がおっしゃっていましたが、特にも若い方々が町に残れるような、さらなる手段を、このお金を使ってやったほうがいいんじゃないかなという、私のまず対案にはならないと思うんですが、対案でございます。

町長は、常々我々に対して、高所対処からの意見を賜りたいという、我々にとってはありがたいお言葉をいただいております。私がしゃべる内容は、高いところでもないし、大きいところでもないんでありますが、ただ、町長の言葉を間に受けて、私もこういうふうに議論をさせてもらっております。

やっぱり私自身も、混乱期の町の選挙に出て、町民の方々から応援されて受かった身であります。ですので、本当に是々非々の立場で臨みたいと。良いことは良いことだと賛同しますよ。ただ、これはおかしいんじゃないかということは、やはりしゃべります。そういう姿勢でこれからもいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

正直、この制度を新年度からもう2カ月がたっていますので、いつかはピリオドを打たなければいけないと。ただ、ピリオドを打つにしても、やはり議会が、本当に先ほど申し上げましたが胸襟を開いた中で、膝を突き合わせて議論を導き出さなければいけないのかなと思っております。

対案にはならない対案ということでございます。まず私の対案に対する答弁をいただいた中で、この質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。

るる質問に対するお答えをさせていただきました。

今回の制度につきましては、決して被災者に対する制度ではないというお話をさせていただきました。今回、御存じのとおり町が区画整理事業を行ったその結果、見える化というのを出しました。県内の市町村、被災自治体において初めての行為だと思います。

空いているわけです。見える化によってつまびらかになっております。それについてどうしたらいいのかということは、当局側も議員の方々も、承知をいただいていると思います。

そういう中において、やはり考えなきゃならないのは、被災者支援ではないということです。つまり、被災を受けなかった小鍬地区、金沢地区の方もいらっしゃるということです。先ほど副町長からお話ししましたとおり、この区画整理事業の中に人が住まない、そういう状況が出た場合、結果的には負担がふえていくという状況。また、この町に戻ろうとする人たちが、町の中に家がないという状況をつくってはならないということをぜひ、町民の方々にお話をしていかなきゃならないと思います。

被災者同士でやればどうしても差が出ると、それは違いうだろうという話がありましたけれども、町全体として考える必要があるだろうと。将来の町においても、やはり中心市街地と言われる部分、駅もできますし、御社地もできますし、今商店街も建てようとしている。そういう人たちがやはり意気込んでにぎわいをつくろう、また、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区においても同じように家が建ってそこに何か商売をしようという、そういう機運もつくっていく必要があるだろうと思います。

5億円という形での予算をつけさせていただきました。本当にそのぐらいの数が建ってくれば、まちづくりにもにぎわいもできるだろうと思います。

とにかく今回さまざまに附帯をいただきました。庁内においてももちろん、けんけんがくがくの検討会をやりながら、どうしたらいいのかという部分ありますけれども、やはり当初考えた私たちが見える化をした中でどうしてもこの町を埋めていきたいという部分では、土地だけの、Iターン、Uターンだけでは、土地が埋まっていけないという状況です。

これは先ほど申しましたとおり、2年の期限つきであります。今つくろうかつくらないか、つくろうと思っていても早目につくっていただくと、早くまちづくりをしていただくと、家を建てていただくという今回の制度の趣旨であります。

大いに今回このことについて、議員各位からの意見が出たことによって、町民の方々も、今、さまざまにまちづくりが進められているんだということを認識いただいたんだ

ろうと私は強く思っています。

いろいろいただきました。制度は当初考えたとおり、実施していきたいと思います。

適時にきちんと議員の方々に、議会に対しましては、報告をさせていただきたいと思
いますし、この動きが悪ければまた別の方法を考えていかなければならない。そういう
ことも考えております。とにかくこの制度を当初考えたとおりの部分ですが、しっかり
と実施していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 以上で、東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時52分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀潤君の質問を許します。御登壇願います。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、先月釜石で発生しました大規模な山林火災において、釜石、大槌地区の消
防署員はもとより応援をいただいた関係署員、自衛隊の皆様、そして釜石市消防団員の
皆様には長期にわたる消火活動、本当にお疲れさまでございました。

当町でも平成13年に大規模な山火事が発生したことが思い出されるところであります。

また、先月末に当町第3分団1部、2部の屯所が完成し、引き渡しとなりました。早
速、先日の日曜日には引っ越し作業をし、新しい屯所に感激しながらも、まだ再建され
ていない第2分団の屯所の完成を願うものであります。また、今週の日曜日には大槌町
消防団の総合演習が予定されており、各分団とも毎晩訓練を行っております。天候が不
順なせいもあってなかなか身のある訓練に至らないところもありますけれども、心から
感謝と敬意を表するものであります。

それでは、通告書に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

まず1点目、空き地バンク・住宅補助制度のあり方についてお伺いします。

当町の抱える現在の最大の課題は、町方地域のみならず、安渡、赤浜、吉里吉里の各
地域の中心市街地の形成であると考えます。

空き地バンクの制度の内容については、議会としても大いに期待しているところであ

り、積極的に進めていただきたい政策であります。住宅補助制度については、議会の中でも不公平感を払拭し切れないなどの意見もあることも事実ではあります。町の経済的効果——下水道料金、受益者負担金など、または精神的な効果——家並みがない、空き地だらけだ、などがもたらす影響等も説明していかなければならないと考えます。3月定例会後の町民の関心の高まり、また再建時期未定を含む未回答者約250世帯のその後の動向について伺います。

また、目標値は定めていないとの定例会での答弁がありました。2年間の短期的な政策に目標値が設定されていないのは理解しかねるところがあります。目標を定め、その目標値に満たない場合の検証と対策についても視野に入れなければ、短期的な政策だからこそ目標値を設定しなければならない、政策としての完成度が低いと感じますが、当局の見解を伺います。

2点目として、被災地域の災害公営住宅の家賃のあり方についてお尋ねをいたします。

東日本大震災から6年が経過し、各被災地では災害公営住宅がおおむね完成し、被災者の方々が仮設住宅での窮屈な生活からついの住みかとなる住宅へと移ることができ、被災者自身も、また我々も安心しているところではあります。入居者の方から今後の家賃についての不安の声が聞こえております。

災害公営住宅においては、大槌町の中でも、入居から3年を経過した、あるいは、もうすぐ経過する住宅が出てきます。

入居被災者の中には、本来の公営住宅法の入居要件のうち収入要件により入居ができない方々も、災害公営住宅においては入居できるとされ入居しております。ところが、このような方々が入居から3年経過すると、災害公営住宅においても他の公営住宅と同様に、公営住宅法による収入超過者に該当し、割り増し額を支払うこととなります。また、収入超過者のうち一定額以上の収入が2年以上続いた場合は、高額所得者として認定され、明け渡し請求の該当者となります。公営住宅法で定める家賃の算定方法でありますから、仕方ないと言えば仕方ありませんが、ある入居者の家賃の額を聞いて驚きました。県内においても町民所得の低い大槌町で、一部の方ではあると思いますが、高額な家賃を払って住み続けることができるのか心配をしているところでもあります。町でもこのことは当然把握していると思います。何かしらの対応を考えているのか、また、このことは他の被災地でも問題化してくるのではないかと危惧しておりますが、各被災地における災害公営住宅の家賃の状況と、今後国や関係省庁へ家賃の高騰化に関して何ら

かの働きかけを行うなどの対応は考えているのか伺います。

3点目として、行政の災害補償のあり方についてお尋ねをいたします。

住民が公共事業や町の政策による移転などに本意、不本意ながらも同意して協力した際に、町へ協力したのために、自然災害などで被害をこうむった場合の行政としての補償と責任の所在について、当局の考えを伺います。

以上です。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） それでは、芳賀潤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、空き地バンク・住宅補助制度のあり方についてお答えをいたします。

4月23日の住民説明会においては、区画整理地内における空き地バンク制度・住宅建設補助制度は、買い物客となる住民をふやし、商業者、事業者の集積を図ることで経済活動の活性化を図り、にぎわいをつくり、町の顔となる中心市街地及び各地区の中心地を再生するために必要なことであるということ、また、少しでも早く再生できるよう期限を設けることを説明させていただきました。

なお、議員の御質問にあるとおり、社会インフラとして整備した上水道や下水道は、使用料収入により施設の維持管理が可能となることから、継続的な行政サービスを提供していく上で、空き地の解消は重要な課題であります。

昨年12月に、地権者及び避難者のアンケート調査をもとに見える化の公表を行いました。アンケート調査の回答で未回答や再建時期未定とした回答がありました。その後の追跡調査は行っておりませんが、締め切り後にアンケートの回答は数件いただいております。また、住民の皆様からは、空き地バンク制度や住宅建設補助金について、役場に直接来ていただいて、あるいは電話により問い合わせ等をいただいております。

ことし3月の定例会では、誘導策の目標値は特段設定しておりませんとした答弁をさせていただきます。今年度の当初予算で、住宅建設補助金では200件分で2億円、空き地バンクにおける宅地取得補助金は30件分で3,000万円としており、住宅建設補助金においては、次年度以降分も合わせるとトータルで500件分、5億円を見込んでいます。

町全体の区画整理地内の宅地数は約1,000区画あり、使用収益開始後2年間で約500件の建設を見込んでおりますが、これが全てということではなく、市街地が再生していく様子が見えることで、補助事業が終了した後も住宅建設や商店の建設が進み、市街地形

成の後押しになることを期待するものであります。また、事業の進捗状況は適宜確認をし、状況を踏まえた新たな施策を打ち出していきたいと思っております。

次に、被災地域の災害公営住宅の家賃のあり方についてお答えをします。

災害公営住宅の入居資格に関しましては、東日本大震災復興特別区域法により、入居資格の特例として、被災者等については収入要件を満たしたとみなすこととされており、入居資格審査以外の事項については特例の記載がなく、家賃等に関しては、全て公営住宅法等の規定が適用されることとなります。

入居者へは仮申し込み、本申し込みの際に、収入超過について情報提供してきたところであります。

入居者個々の家賃の決定は、毎年8月から9月に収入申告をしていただき、それをもとに家賃を算定し、翌年2月に家賃の決定通知を送付しております。

平成25年に入居が始まった災害公営住宅で、入居後3年が経過し、本年4月から収入超過となる見込みの世帯に対しましては、昨年11月から個別に説明し、相談を行ってまいりました。また、平成30年度以降新たに収入超過となる見込みの世帯には、2月に家賃の決定通知を送付する際に、来年度以降の家賃見込みについてもお知らせをし、今後の対応について早目に個別相談を行っているところであり、今後も継続してまいります。

個別の対応としましては、町営の住宅を希望される方には、公営住宅以外で収入超過等の収入要件がない住宅である定住促進住宅等の空き情報等を提供しているところであります。また、住宅を新築または購入を検討される方には、被災者生活再建支援金・加算支援金、岩手県被災者住宅再建支援事業費補助金制度の紹介を行っております。

議員御指摘のとおり、この件につきましては、ほかの被災地でもあり得ることから、県内の幾つかの市町村に確認したところ、同様の事例があるものの、公営住宅法等の規定により対応するとの回答をいただいております。

現在も岩手県及び復興庁と情報共有を行っておりますが、災害公営住宅を建設した市町村の多くが、今後、収入超過者への対応をしていくことになると思われまので、引き続き情報収集等を行い、連携して取り組んでいく必要があると思っております。

次に、行政の災害補償のあり方についてお答えいたします。

大槌町では、町の施設の管理に起因する事故や、町が主催する行事などに起因する事故などへの補償に対応するため、総合賠償補償保険に加入しております。ただし、この

保険は、自然災害による事故を補償の対象外としております。

復興事業など事業の計画によっては、住民の住居の移転などの協力により事業を遂行しなければならない場合は、基準に沿って移転補償などを行っております。

しかしながら、事業により御協力いただいた移転先での事故等については、町の瑕疵がない限り、住民の方の心痛は十分に理解しながらも、町から補償することはできません。しかし、被害を受けた住民の皆様に寄り添いながら、町としてできる最大限の努力は行ってまいります。

今後の町の事業遂行に当たっては、今以上に住民の方々への事業説明を行いながら御協力いただきつつ、まちづくりを実施してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは、質問に沿いながら再質問させていただきます。

前段の同僚議員の東梅議員は、空き地バンク一本の一般質問でした。それだけこの問題が、議会でも町民の中でも、非常に大きなウエートを占めているというようなことを感じているところであります。

まず、私もこの2カ月間、いろんな論点整理をしてきました。

この空き地バンク・住宅補助制度という一本の事業にして予算計上になっているんですけど、中身は非常に多角的になっているのかなというふうな感じがします。

まず議会の中でも、あまり反対意見のない空き地バンクの制度について、何点か確認しながら質問させていただきますが、この制度については、ぜひ積極的に進めてほしいところではありますが、結局、民有地、民間の持っている土地のお見合いですから、見える化で出た換地後の図面を見たときに、非常に使い勝手の悪い、明らかに長方形過ぎるとか、あと地番とかエリアによって、その空き地バンクで買いたい人、借りたい人、売りたい人、貸したい人が、必ずしも欲しいエリア、例えば駅周辺だとか、吉里吉里においてはどこ、安渡においてはどこ、赤浜においてはどこだっているところが、どこまでそのニーズに応えられるのかなと危惧しているところがありますが、そういうふうな面について、何か対策を用意しているところがありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かにそのとおりです。

80何件とかありますが、全てがなるかというふうには見込んでおりません。最大8割ぐらいかなというふうに見込んで、数字は積算しているという状況でございます。

ただ、これから募集をかけるわけですが、できるだけそういった中でいい案件を探していきたいなと思っております。そういった状況でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 民間地ですので、今から再換地っていうわけにもいかないだろうし、方法論とすれば、そんなに住宅再建をするのに適地じゃないところだってあるわけです、現実的に。そこは何かの資金を、この資金なのかわかりませんが、とりあえず一旦町が買い上げて成形して、隣と一緒に何かするとかという方法が本当はあれば一番いいのかなっていうふうな思いがありながら、そういう制度設計ができるかどうかについて、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そうじゃないと、当局も空き地バンクっていう制度設計をしたのはいいが、明らかに現実的にそうですよね、カラーリングしたときにもうここには家は建たないだろうというところがありますので、それでも売ってくれ、買ってくれっていう話ではないと思うので、そこら辺はやっぱり変更しながらの制度設計というのは必要なんだろうというふうに思います。

あともう一つ、住民の不安というのが、この震災で本当に土地の価格が上がった地域があります。それが高どまりしていて、若干下がっているかもわかりませんが、高どまり傾向にあるときに、本当に空き地バンクに登録した買いたい人が買うときに、そのなんていうのか、適正額、売買ができるんだっていうようなところを、再度住民の皆様にお知らせもしないといけないと思うんですけども、その辺について何か答弁あれば。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 適正額ということで、なるべく土地の高騰なり、そういったものをなるべく適正にやるために、専門家を入れた形で、売り主の方にはその専門家の調査した土地の適正額といったものをお知らせする形で御紹介いたします。

そういったものを参考にしながら、交渉していただくことで、できるだけ土地の適正額に近づけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そこで一つ問題になってくるのが、専門家というのが不動産鑑定士なのか、承知するところではありませんが、例えば10万だよっていうふうな、それが適正だと。今度は売るほうが、いや15万で買っているから10万では離せないという話が

あったりとか、買うほうも安ければいいっていう話にはなりますけれども、そこら辺の調整に関して、役場が介入するとか、あくまでも公平な鑑定士さんが出した坪単価っていうものを基準にして、売り主・飼い主と合意を得られるように調整を図るのか。役場の介入の度合いですよね、そこら辺いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 交渉につきましては、不動産鑑定士のデータ、鑑定結果なども参考にしながら、それぞれの、民々での取引ということでございますので、現在のところ、役場のほうでそちらについて介入といったところは考えているところではございませんけれども、飼い主・売り主といったようなところのこれから土地取引が活発になっていく中で、適正な価格のほうに収れんされていくのではないかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 期限付きで2年間、引き渡しから2年間で着手ということになります。この空き地バンクについては、補助金を出すのは2年かもわからないけれども、空き地バンクっていう制度自体は続けていったほうがいいんだと思います。どうしたって、Iターン・Uターンが2年以内に来るか来ないかっていう決定はできかねます。

今、大槌町をターゲットにしている人はいいかもわからないけれども、町は将来的に、永続的に続くという前提からいくと、やっぱり町に住んでみたいなっていう人が3年後に来たときに、その制度はもう終わりましたっていうよりは、再建をさせることが目的なのであれば、そういうものはやっぱり役場の中できちっと開いておいて、売りたい人のバンクがこっちにあって、貸したい人のバンクがあって、もしこういう土地でよければみたいなものっていうことは、やはり継続的にやるべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 確かに、今の意見をそうですねというふうに思いました。

だから、そういったことを考えていって、いずれ住んでほしいということの制度ですから、ただ今言ったような住宅再建とかそういった部分について限定しますが、そういったことは検討の余地があるのかなと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 話をしていれば、ああそうかと思うこともいっぱいあるわけです

よね。だから、議会とも話をしましょうっていう話なんです。議論にふたを閉じるのではなくて。

だからその中でも、さっき同僚議員が言ったのは、議員13人の意見にもいろんな意見があるわけですよね。それをまず活字にして並べていったときに、今使う政策でなくても、来年使える政策が出てくるかもわからないから、それを公表してほしいという話だったわけですよ。何もこの空き地バンク・住宅補助制度に限って議論しているわけではなくて、その後をもう見据えながらやっていかななくてはならないと思うので、ぜひその点については前向きに検討していただきたいかなというふうに思います。

そういう中で、例えば附帯決議を全会一致で議決しました。3月定例会の会期中、我々も幾ら制度設計を説明され、読み込んでも、なかなか払拭し切れない疑念があったわけですよね。そういうところで附帯決議をつけさせていただいた。逆に言うところの2カ月間は、私も言われました。おめだちが予算を止めているのかっていう話もされました。でも、この2カ月間があったから、当局ともいろんな話ができたり、そういう影響もあるのか——先ほどの下水道料金の話もそうです。結局そこで収益が上がらないということは、みんなで割り算をしなくちゃいけないから、それは町方に住む人だけじゃなくて、それこそ小鎚とか、いずれ町民全体に負担がいくってというようなことですよね。そういう話も、やはり言葉足らずなだと思うんです。そういうのもきちっと制度設計の中の、裏にはあるわけだから、それをきちっと説明してそういう影響もあると。だからこそ1軒でも多く町方のほうに家を建ててもらいたいんだ、そのための政策だっていう訴えが、やはり薄いのかなという気がしますので、先ほど再説明会とかというのは予定がないっていう話でしたけれども、これは空き地バンクとか住宅補助制度を説明する住民説明会だけではなくて、空き地バンクの説明も、私はまたしないといけないと思う。何でかっていうと、平成33年からは固定資産税が、今6分の1の軽減ですよね。それが6倍になる。6倍になるっていう言葉が適正かどうかかわからないけれども、今6分の1に軽減されて固定資産税が課税になっているものが、平成33年からは、払うほうからすれば6倍になるという話です。そういうことも、紙面だけではなくて、きちっと歩いて説明しないと、なかなか……。そういう前提があって、いやそんなに将来的に固定資産税が上がるのであれば、とりあえず結わえておいた土地だけでも売ったほうがいいのかっていう誘導策にもつながるんだと思いますけれども、そういう点についていかがですか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 先ほど、住民説明会のほかに制度についての説明ということでもございましたけれども、基本的に、これからもし制度を実施するに当たった場合につきましては、いろんなパンフレットなども作成いたしまして、地権者用、購入者用とかですね、そういった方にパンフレットを作成いたしまして、あとは事業者への説明なども行いつつ、地権者の方にもパンフレットなどを送付などして、説明などをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 答弁の中で、アンケート調査の回答で未回答や再建時期未定とした回答がありました。追跡調査を行っていませんということでした。制度設計をする上で、追跡調査は必ずやらないといけないです。何でかっていうと、アバウトにトータル500件で5億っていう話になっていますけれども、もう既に住宅再建されている方もある。いまいま丁張がかかって、来週棟上げだっていうところもある。

そうなった中で、この事業の本質的な効果っていうのは、再建したいけれども時期が未定な人、未確定な人、再建するかどうか未回答な方、あとはU・Iターンの方の件数っていうのが、私はそれが正味の実績だと思うんですね。

そこをきちっと整理をして、最終的に区画整理地内に500軒できたからいいっていう話ではなくて、やはりそのための誘導策でしょうから、そこをきちっと分析をしていただきたいと。

それがなかなか伸びないのであれば、やはり、2番手、3番手を考えていかないといけないというふうに考えているところです。

町全体としての住宅再建のあり方について伺いますけれども、基本的には漁集を含む防集団地、あとは民間の売買による、大ケロだとか桜木町だとかに、柵内でもそうでしょうけど建てた方、あとは土地区画整理事業による再建。いろんな住宅の建て方がありますので、今回対象になるのが区画整理事業だけなんだと。被災者からすれば、町方だけに建てる人に……我々はもらえないから不公平だっていう話は必ずです。

でも町の説明とすれば、被災者支援ではなくて町方再生だって言う。

では逆の論点から言って、先ほどの答弁でもありましたけれども、大槌町について、再建支援をここまでやってきたんだっていうのがあると思うんですね。トータルで230万が独自支援ですから。それがほかの市町村にはない。そこまで大槌はやってきた

んだってということも私は説明をした上で、逆な話をすると、そこまでしても町方に建たないという現実が今あるわけですよ。だから、これを今さらかって思うのか、今やらないとだめだって思うのか、そこら辺の論点もあると思うんです。

今この時期にあえて2年に限定したってという理由もあると思いますけど、その辺について答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） ありがとうございます。

確かに、2年に限定した部分から答えれば、来年の9月、10月には仮設住宅のほうが特定延長に移るといふ部分がございます。そうなる理由のある人以外は動かなきゃならないと、そういうタイミングもございます。復興計画そのものがあと残り2年という部分もございますが、あとその他に動くのは、仮設商店街のほうであっても、当然その時期が来て、集約したり、畳まなければならないという状況がございますので、そういった部分がございます。

それから、あとですね、どれだけ被災者支援をしてきたかというところは、先ほどからも、前の東梅議員のときもありましたが、多分一番やってきたところなんです。被災者支援としてもらったお金も、復興計画の復興の特交ですか、それで70億もらいましたが、全てそれに使っています。

そういったことで、ほかに使ったことはなくて、いずれ早く皆さんに再建してほしいということでやってきた。ただ復興はそれだけでいいかという話になってですね、それだけだと、被災者支援だけで終わってしまっただけは、町にならない。そういったことで今回のそういったことを考えているということでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 仮設への入居期間の問題だったり、いろんなものが今始まろうとしております。

ですので住民側も、仮設から出て再建、本当に災害公営住宅に入る、仮申し込みとかいろいろなお知らせが町のホームページには出るものの、例えば防集が全部埋まっていればいいですけども、必ずしもそうではないところもあったり、災害公営があいていたり。何でかという住民の心情も3年、4年前とはやっぱり変わるわけですよ。生活環境も変われば、いろんなものも変わる。

だから、見える化でオレンジ色で再建だっていうふうに回答はしたけれども、金融機

関との折り合いがつかない場合、あとは白地になっているけれども住宅が建って住んでいるっていう方々、これは公表の個人情報云々かんぬんというのがあるのであればいたし方ないとは思いますが、見える化の図面が100%ではないと思うので、そこら辺の精度を高めていただければいいのかなというふうには思います。

私は、本当に幾度となく担当課、副町長とお話をしながら、今この制度に踏み込まなければいけないんだろうなという、賛成か反対かといったらどっちかという消極的な賛成って言わざるを得ないんですが、ただ、その不公平感を払拭し切れないでいるっていうのは事実です。ただ、いろんな話をしたときに、それでも越えてこれをやる。それが町民の将来の利益になるんだという回答が先ほどもありましたが、その点について再度お願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） ありがとうございます。

確かにですね、被災者支援という立場から、観点から見れば、確かに不公平だというふうなことは我々も理解しています。

ただその中で議論して、それだけでいいかという話も先ほどしましたが、だからそれがここにですね、誘導して町をつくるのが、ひいては町民の皆さんの、全体のためになるというふうな考えがあるからこそ、それを信じるからこそ、それをやれるということだと思っています。

先ほど言ったとおり、公共インフラの負担の軽減とかそういった部分もございます。それから町そのものが成り立っていく、これからの大槌をどうやっていくか。そういった部分でも、やっぱり町は必要なんだということで、そのためにやらなきゃならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 確かに被災した人にとってみれば、自分にはもらえない、あつちはもらえると、平行線、これはもう交わることはないわけですね。それを超越して、不公平だっていう、100万に関してはね、それは思うけれどもそれを越えてやらなければならない町のスタンスっていうのがあると思うので、そういう点についてもきちっと説明をしていったほうがいいのかなと。

何でかという、類を見ないというか、1000年に1回と言われるこの被害でしたから、そしてまた数十年にわたってよっころしょと町ができていったものが、一瞬にして壊滅

したわけですね。それをえいやーとやろうとしなければならないという事実も、あと何十年かけながら、いずれはっていうふうな話になるのはいいが、人口が伸びているところだったらいいんでしょうけれども、減るのが予想されている中で、やはりカンフル剂的なものは必要だったんだろうなという気がしていますので、それを効果的にするようにぜひしていただきたいし、住民説明会に私も出ましたけれども、その中には5億っていう財源は非常に大槌にとってすごい財源だと。昔の町だったら考えられないような、100万、200万の公共事業をお願いしても予算がないとかっていう返事だったのに、今これだけの財源を投じようとしている覚悟もやはり必要でしょうね。

だからこそ私は、目標管理をきちっとして、ただやるっていうんじゃなくて、そのやる責任と、効果がそんなに見えてこなかったときの軌道修正は、やっぱり迅速にしないといけないんだろうなと思います。

2年って言いながらも、例えば制度設計して、実際やるとなって公表してしまえば、やっぱり集中するんだと思うんですよね、やりたいって。

土地バンクについても、売りたいとか問い合わせだったりとか、再建も未定だったものが、おれもやるんだ、おれもやるんだっていうこともあると思いますので、目標管理をきちっとしていただきたいという意味で、目標設定をしたほうがいいと。

単純に、今回の答弁では200件とか300件とかっていうことでしたけれども、そういうのを発表した後は、四半期ごとだったり半年でもいいんですけど、それをぜひ議会にも報告していただきながら、このような効果があったとかっていうことを説明する責任はあると思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。さまざまに御意見をいただきながら、しっかりとこの制度を進めていきたいと思います。

実は、今回の制度そのものについては、先ほどのお話もあったとおりですね、不公平感というのは否めないというのは、十分に承知はしております。それを越えてまちづくりをしなきゃならないという思いを、酌んでいただければなと思います。

見える化の件につきましても、個人情報がありまして、先ほど議員言われたとおり、色をつけられない部分もございました。それからすれば、精度を高めるということも必要だと私は思っておりますが、とにかくこの制度をしっかりと立ち上げて、その制度を立ち上げただけでまちづくりはできるとは思っておりません。

さまざまにやはり商業者、工業者含めて、住民の方々にも、その制度の裏にあるもの、さまざまな不安とかですね、悩みもあるんだろうと思います。そういうことに寄り添いながら、この事業を進めていくっていうことは、すごく必要なことではないかなと。

先ほど言いましたとおり、土地はあるけれども建てられない状況とか、そういう部分に、やはりどうしたらいいのかという部分は、やはり、今仮設住宅に入っている方々、みなし仮設に入っている方々が、家を建てたい。そういう部分に誘導できるような制度として一つあるけれども、もう一つ押すような部分を押しえていながら、住宅再建に踏み出すような、そういう取り組みが必要だと思っていますので、今回立てた制度だけでは十分だとは思っていません。

やはり状況を、先ほどお話あったとおり報告するとともに、必要な部分については、追加の支援も含めて考えていきたいと思いますが、何度も言いますけれども、町全体をつくっていく中では、必要な制度ということで考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） とにかく市街地再生が目的で、これだけ空き地バンクというか、見える化によって空き地が見えてきた。何もしないわけにはいかないっていうようなところです。とにかく前に歩む一步を、踏み出さないといけないだろうなという感じがします。

平地に、何も無いところに家を先につくったほうが店ができるのか、店をつくればそこににぎわいがあるから、便利だからそこに家を建てようと思うのか。さまざまな施策もあると思いますけれども、2番手、3番手に何を考えるか。後で議会にも報告があると思いますけれども、いずれ今仮設商店街にいる商業者、あと徐々にではありますけれども町方にお店を再建した方々、さまざまあります。ただ多くはやはり高齢化をしてきているので、借金しても払えるすべがない、後継者がいないっていうところで、仮設が解消したらやめようかなと思っている方もいる。そういう中で、なりわいですから、家だけがあっても生活にならないわけです。店だけがあっても売れないわけです。

そういうのを、タックを組ませるようなところを検討していただきながら、せっかく私は直接そんなに行くところでもないんですが、駅のところに七軒町っていう通りも残して、あそこにはいろんなお店もあったんですが、あそこら辺に1軒もお店が出ないっていう実際もあるわけですね。なので、流された人に再建をお願いするのは酷かと思

うところもあります。なので、ぜひ町で商売をしたいという方々だったり、後押しできるような政策をしていただきたいというふうに思います。

それで、同僚議員と同じで、空き地バンク・住宅補助制度の住民説明会というタイトルではなく、やっぱり町が将来的にどこなんだっていうようなことを、やはり説明会というのがいいのか、今の状況についてきちっと周知するっていう何かのアクションが必要なんだと思います。

先ほどの空き地バンクの詳細もそうです。33年度から固定資産税が上がるんだっていう話もそうです。上がるっていうか、今が6分の1に軽減されていることとか。

今やることによるメリットはこうですよとか、その34人の住民説明会、幅広く周知して34人だからっていう話をするかもしれないけれども、それは制度設計を住民にどうですかって聞く説明会だから。

やるって言った以上は、やるんですよっていう中身をきちっと住民に理解をしていただくことと、やっぱり数字を上げないとだめですよ。

せっかく目標があるわけだから、これがだめだって言われたら大変な話になるので、だめになるかもわからないけれども、だからこそ今やるんだって話はあるので、やる前にだめだっていう話ではないと思うので、そうなんですけど、ただ次の手を打つにも、先ほどのちょっとの会話の中でそういう意見もあるんですねって話になるように、庁舎内でも半年間いろいろけんけんごうごうしたと聞きました。でも、それには住民は入ってないですよ。役場の中の職員の議論です。

住民サイドがどのような意見を持つかっていうのは、何も空き地バンク・住宅補助制度に限らず、こういう町にしたらどうだとか、なんというか、お金をくれっていうだけではなくて、やっぱり建設的な、前向きな議論をなさる方も多いと思うので、ぜひそういう意味では、昔は町政懇談会みたいなものもありましたけれども、たまにお茶っこの会みたいなのがありますが、そうではなくて、もう6年過ぎてますから、その復興協議会で説明するとかっていう話もそれはそれでしょうけれども、もうそろそろ復興協議会もそうなんですけども、町が自立して歩むための、今こういうふうなスタンスでいるんですよっていうところを、やっぱり年に1回ぐらいでもどこかに出かけていながらすべきではないかと。別な意味でね、そういう意味でやったほうがいい。

それにいろんなものを組み合わせていくっていうことを検討されたほうがいいと思いますがいかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） これまでの復興まちづくりにつきましては、復興協議会を通じてということがございました。

計画自体もあと2年ということもございませし、計画が終わった後は総合政策へと移行しますので、その辺、やはり住民の方々との復興後というか計画終了後のことでもありますので、その辺はしっかりと、町民の方々とどう膝を突き合わせていくかという部分については考えていきたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 説明会をすれば、何の協議会でもそうすですけども、人が集まらなかつたり、いろいろします。しますけれども、やはり役場ですので、公共機関なので、やっぱり説明をしたっていうものをきちっと持っていたきたいと。

広報もしました、放送もしました、1回ですっていうのでは、これはそうだとすても、今後ですよ、町のあり方を賛成・反対いろんな意見があると思ひますけれども、やはり聞く耳を持ってやっていたきたいかなと思ひます。

ただ、出てきた人は、建設的なお話をされる方、自分本位な話をされるとか、いろいろあると思ひるので分析はしないといけないでしょうけれども、大方が住民説明会に出るときっていうのは、そこに出ていって賛成の人っていうのはあまり行かないのかなっていう気がするけれどもどうでしょうか。何かこうしゃべりたい人がよく行くような気もしないでもないんですけど、そういうのも、いろんなところでさっき同僚議員が言ったように、小鎚のほうとかで説明をしたり、区画整理事業地内というのは先ほど出た駅前周辺だけではないので、吉里吉里は吉里吉里の事情、安渡は安渡の事情、赤浜は赤浜の事情があるから、そういうところに出向いていって説明するのも一考だと思ひますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

私も対案を申し上げれば、一番不公平感を感じないのは、被災者じゃない人に出すべきです。最初はですよ。

ただ、その募集をして数がそんなに上がらないって言ひますけれども、ある程度、10件になるか20件になるかわかりませんけれども、そこでそれでもだめだっていうことで次の手っていう考え方もなかつたのかなっていう感じがします。

一気にやってしまひたい、そのほうが効果が上がる、それも、副町長とお話をしましたけれども、まず、本当にいろんな問題がこの空き地バンクと住宅補助制度の中にはあ

るので、十分聞いていると思いますけれども、そういうのをきちっと理解をした上でやられてほしいかなど。

もちろん住民、住民というか議会との合意形成ももちろん必要です。13人が全員賛成だとか、13人が全員反対だとかという議論ではないんですけれども、そのようなことをきちっと意見として聞いて次の政策に何か生かせるのであれば、そのようにやっていただきたいというふうに思います。

最後にこの問題について何かあれば伺います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） ありがとうございます。

議論しながら進めていきたいというのは、そのとおりでございます。

議員と議論したということもあったんですが、被災者以外の方々だけという話も伺いました。ただそれだとなかなか効果が薄いと。

皆さん復興に関して、この期間に、動くタイミングでやらないと、それはどうにもならない、皆落ちついた後ではどうにもならないっていうことも申し上げました。そういったことで、やっぱりこれは一気にやるべきなんだという話を私は申し上げました。

そういったことで、それはいろいろ議論しながら進めていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは、2番目の災害公営住宅家賃のあり方についてということで、なぜこれを取り上げたかっていうと、既に住民にはこのぐらい上がるんですよという通知が出されました。町は早い情報提供のほうがいいだろう、それについては問題はないと思います。ただし受けた側がこんなに上がるのかってびっくりしている方もいるのかなっていうところで、この件を取り上げました。

特区法で、収入要件ではなくて被災者であれば収入要件を満たしたものとみなすっていうことで今入居している人、あと、実際その家賃の決定というのが8月から9月の申告で翌年の2月っていうようなことであるとか、当初説明して情報提供は入居のときにはもちろん3年後に上がりますよっていう説明はしてきたけれども、3年たってしまえば生活環境も収入も変わるわけですよ。

そう言った中で、答弁の中に、11月から個別に説明して相談を行ってきているとか、いろいろありますけれども、実際住民サイドからどのような相談があつて、不安を抱えているのかっていうのを紹介いただければと思います。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） お答えいたします。

3年が経過いたしまして、家賃が近傍同種という家賃の算定がありまして、近傍同種というのは民間の住宅の家賃並みという家賃になるわけですけれども、急激にそれに近づくと家賃で、その高騰するということが発生しております。

それはなぜかということ、理解がまだ十分にされておらなかったもので、そういったことでの相談が来ております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 件数にしてどの程度あるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） 平成28年度の収入申告を基に平成32年度までに収入超過者になって家賃が上がりますよと見込まれた方が30名ほどございました。

そのうち、本年29年から収入超過者になった方は4名おります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そんなに大きな数ではないにしても、実際入っている方が出なくちゃいけないという事実。あとは高額の家賃を払わなければならないという、そんなことだったら家を建ててもらえればよかったのになんていう、それはそうです。それは結果論だから。でも、3年前、4年前に入られたときの状況を考えれば、町は家が建つような状況でもないだろうし、それはもう議論はたちごっこだと思うんですね。

ただ、私が心配するのは、今後何件になってくるか。いずれ伸びていくんだろうと思いますけれども、災害公営住宅はもう建ててしまっているわけだから、今度は出れば出たで空くわけですね。その対策をどうしていくのかとか、いろんな話が出てきます。

法の間でいろんな制度設計をしなくちゃいけないし、もちろん公営住宅法でしたか、この法律がいつできたかわかりませんが、被災地特例があって、収入要件を満たしたとみなすっていうぐらいの特例が出ているわけだから、これが引っ張れるのか、あと劇的な変化、いきなり家賃が3倍になるとかではなくて徐々にとか、そのようなものもあると思いますけれども、そのことについて今協議しているものがあればちょっと御紹介いただきたいんですけども。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この公営住宅法は昭和26年にできていまして、この目的とい

うのは、もともと住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするというような法律でございまして、これは全国一律の、例えば収入における区分も、あるいは家賃の決定も、あるいは近傍同種の複成価格の考え方も、全国统一でありまして、ただ今回の場合、一つ特例で認められているのが、今言った被災した方であれば、入居の際には入居要件が緩和されているというところと、あとは例えば木造家屋であれば30年の耐用年数があるんですが、それが譲渡する場合は6分の1になるということで、5年たてば例えばその方に売ることができて、そういう意味では戸建てを今までつくってきたわけですけども、その戸建てについてはそういった形で売ることができる。

ただ、そういった中で今こういう状況が起きているという中において、ただ他市町村の動向もいろいろ聞いていますが、ある部分、大槌町におけるある種の特異性というのは、今回町中が全部被災して、特に大槌と陸前高田だと思うんですが、民間賃貸住宅がないというような状況の中で、低所得者以外のなかなか行き場所がない方々をどうするかっていったことは、いろいろ相談はしているんですが、今のところいろいろ向こうのほうでも現地を見たいという話もあったりしていますが、今のところは協議段階とか情報を共有し合っているというような状態でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今の答弁で大槌、陸前高田がということもありました。

ただこの被災3県は、やはり大なり小なりこの問題はついて回るんだろうなというふうに思います。

議員視察のときに、議長と私が出るんですけども、4月17日に、自民党の加速化本部長の額賀さんが見えたり、事務局長の谷さんが見えたときに、もちろん復興局長も一緒にいましたから、その中でやはりこの話をしたわけですね。そうすれば、制度論は制度論として、劇的に上がるっていうのはやっぱり被災地域にとっては、極端な話、全部家賃でもっていかれるようだとなりわいにならないだろうというような話もされてきました。この辺について、国のほうでももう1回ちょっと制度設計やら何かないものかっということを検討するっていうようなお話だったんです。

早速新しい吉野復興大臣が見えたときに、復興庁の統括官が来たときに、「いやいや先日の話は聞いていました」と。

今、国のほうでも激変緩和について何か策がないものかぜひ検討したいというふうな

ステージまで上がっています。

行政間の、役所のルールでどの程度の情報が来ているかは、わかりませんが、いずれ議員活動としてもそのようなことが実際やられていて、どうかその政策に反映できないものかっていう調整が今後加速化するのではないかなと、そういうふうに思っていますけれども、そこら辺の情報をどの程度キャッチしていますか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） まだその辺の部分については、多分政治的判断での部分だと思います。行政的にはまだそういった話はないです。

ただ、復興庁のほうとあとは県の建築住宅課のほうからは、大槌町では実態はどのくらいがどうなっているとか、実際に家賃が最高額で幾ら上がっているんだといったような状態での調査というような段階でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もちろん数字的な、家賃の今の額がどの程度なのかかわからないと話にもならないと思いますけれども、いずれにしても、被災地の抱える大きな問題であることは間違いないので、町長もいろんなところに行って、被災地の話題、今後の町の再生についてお話しする機会もあると思うけれども、これはぜひ被災市町村が連携して取り組んでいってほしい、取り組むべき課題なのかなというふうに思います。

話が出なければメニューができないわけですが、いずれこまめに話をすることによって、そこで少しでも激変緩和ができればいいのかなと思っていますけれども、是非そのように取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になります。行政の災害補償のあり方、これも幾度となく当局さんとは個別にお話をさせていただきました。

答弁によると、総合賠償補償保険制度は自然災害による事故は対象外。

もちろん津波もあるし、それを町が抱えるっていうこともできないからだけれども、私は、答弁に基準に沿って移転補償などを行っておりますとありますが、移転補償は仮のところからついこの住みかへの移転補償であって、今回の場合には仮の仮なわけです。そういったところで、ちょっと難しさがあるんですけども、「住民の方の心痛は十分に理解しながらも、町から補償することができません。しかし、被害を受けた住民の皆様に寄り添いながら、町としてできる最大限の努力は行ってまいります」という答弁でした。

それが、この前の補償金とか見舞金の話だったと思いますけれども、支払う方法だったり、いろいろあったと思いますけれども、私は何を危惧するかというと、渋々ながらも町の政策、津波に限らず、いろんな政策の中で住民の協力は不可欠です。土地の問題でも、今回の土地の問題でも何でも不可欠です。

そうやってお願いをして移ってもらいながら、何かがあったときそれは保険に入っていないから補償できないっていうのは、どんなものなのかなと。

私はいろんなテクニックがあると思うんですよ。

町が総合賠償責任保険に入れないのであれば、保険料を住民に交付して住民サイドのほうで家財の保険に入ってもらおうとかね、今後ですよ。

これはもう無理ですけども、そういうことも念頭に置きながら、住民サイドに負荷を与えない、負荷っていいのか、理解をしてもらって初めて町の政策が達成できる前提があるわけですよ。

そうしたら、リスクは何なんだろうと。仮設に移ったら水害で流された。そこまでは予期しなかったわけですよ、結局は。予期しないことを瑕疵とは言いませんけれども、でも事実そうだった。たった2軒ですよ。なので、今後その方々に補償しろという話はしません。しませんけれども、今後町民が町の政策に協力するとせっかくそう言ってもらうときに、ある程度の、何かがあった時のですよ、そんなに多くのケースではなくてかなりレアなケースになると思いますけれども、やっぱりそういう配慮っていうのが必要ではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 今回の件は、台風10号の話だと思って聞いておりました。

あその仮設があってですね、確かに移った人のほかにも被災者で入っていた方たちも被災しています。ただし町のほうの規程でいくと小災害というのは1万円か2万円という規程なものですから、さすがにあの状態でそれはないだろうということは考えました。

もう一つはですね、町に瑕疵があるのだろうか、町に賠償責任があるのだろうかという話を弁護士にも相談しています。そうしたら危険であることを知り得た上で何もなかった、それは瑕疵で賠償責任があるという話だったんですが、今回についてはそういったことではないと。確かに移ってもらったということもありますが、ただそれは合意した上で、その入る人もそこでいいよということで、これは一般的な契約とみなされる

という部分もあってですね、そうすると損害賠償はできないということになりました。もちろん損害賠償するという事は、町に責任があったという話になりますから、それのほうがもっと重大な話になりますから、そういったことで、弁護士の判断を聞いた上でそれはできないなというふうに判断はしました。

今回の20万については、1万、2万ではさすがにどうにもならないだろうということで、今回の件に関してだけ要綱をつくって、被害の小さい人については5万円、結構重かった人には15万加算して20万というふうな対応はしたと。

今後においても、本来はそういったのがあってはならないわけです。ならないようなところにやっぱり誘導すべきだし、今回のことを肝に銘じて、そういったふうに対応していきたい。

本来それを、被害を受けることを想定した保険に入ったり、そういったことよりも、本来は被害を受けないようなところに誘導すべきかなというふうには思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 確かに上乘せして最高で20万。でも住民にしてみれば、流されたのは60万円分だぞという話なんです。

それが補償か見舞金の話なのかっていう話にもなると思いますけれども、悪しき例といえば悪しき例だったろうし、住民さんは納得しなくても、これが次のケースにきちっと反映されて、先例となって、今後このようなことがあった場合にやっぱりここまで配慮しないといけないのかな、こういうことも考えてやらないといけないのかなって言えばね、今回被害を受けた人も、次の住民の方々はできるだけそういう害をこうむらないようにできるのかなとも思いますし、その方と直接話してもっともらいたいって話をしているのかどうかは存じませんが、いずれそういう事例があれば、事例がないからだめだって言ってやめるのではなくて、事例があったんだから、次に想定することがきちっとあって、それでもって対応を考えていただかないといけないのかなというふうに思いますけれどもいかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 台風10号の関係で、先ほどちょっとお話しましたとおり、当初は1万なり2万という部分でした。それを、勘案してですね、5万あとは20万と。

単に金額だけの問題ではなくて、住居の問題も含めて、先ほど私が答弁いたしましたとおり、できる限りのことをさせていただいたつもりです。

ただし、やはり被災された方々にさまざまな事情があったと思います。

今回は確かにこういう形でしたけれども、これは要綱つくってきちっとやっておりますけれども、先例になりますし、さまざまにそういう思いの方がいるということは十分承知しておりますので、次っていうことは、さきほどお話したとおり、そうはあつてはならないとは思いますが、何かの場合であった場合、対応についてはしっかりと先例を含めて、今回のことも含めて対応させていただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今答弁にあった情緒的なところが、やはり大きいと思います。

そんなに大きなケースでもないと思っておりますので、いずれ今後そのようなことのないように、協力していただいた住民が不利益をこうむらないようにしていただければいいかなと思っております。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

○

再 開 午後1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。御登壇願います。

○7番（東梅 守君） 新風会の東梅 守でございます。一般質問をさせていただきます。

けさのニュースですかね、大槌町では津波ハザードマップ以外に洪水であるとか崖崩れの危険性のあるところを新たにマップ化したものを、今後の防災計画の中に反映していくというニュースがありました。この場で何度もこういったハザードマップの重要性について訴えてきた1人としては、大変よかったなというふうに思っております。

それでは、通告書に従って一般質問を始めさせていただきます。

新山最終処分場の延命化及び浸水処理施設について。

ごみの最終処分場は、今や大きな社会問題の一つであります。

新山最終処分場は、当初の埋立期間を15年間と定め埋め立てられてきました。そして、さらに延命化を図り、この後33年先まで埋め立て可能とし、施設の継続使用が検討されています。

これまで、ごみの焼却施設を初め処分場と小鍬川流域にはある意味迷惑施設が置かれてきました。この間、地域住民は仕方ないと諦めた感さえありました。町として、これまで小鍬川流域の環境及び住民感情についてどのように考えてこられたのか伺います。また、延命化を図ろうとする理由を伺います。

2つ目に、旧小鍬小学校の跡地利用についてお尋ねいたします。

小鍬小学校の閉校に伴い、地域住民から要望のあった交流施設の建設について、閉校から大分時間がたっておりますが、現在の進捗状況について伺います。

3つ目に仮称三枚堂大ケロトンネルの工事について、東日本大震災からの復興及び防災・減災、循環型交通を可能とする町のトンネル、仮称三枚堂大ケロトンネルの工事がいよいよ始まりました。町の土木事業として行う初めてのトンネル工事であり、完成後はまちづくりにも役立つものと大いに期待されています。

しかしながら、現状の工事現場には目立つ看板すらありません。町外からこられた方には、何の工事かもわかりません。現在行われている災害公営住宅の建設工事とあわせ、臼沢、三枚堂地区の工事完成後のイメージ図などの描かれた看板の設置があってもよいと思います。また、町内全域で行われている復興関連工事についても同様に思いますが、看板設置に対する当局の考えを伺います。

4つ目に、子供の支援について。

町長は、昨年3月の施政方針の中で、子ども支援の一つとして、遊び場の確保策として、既存の施設運動場や保育園・幼稚園の園庭の開放等を述べておりましたが、現在はどうに進められているのでしょうか。また、今後のまちづくりの中で、子供から大人までが憩う遊び場をつくる計画の有無についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） それでは、私のほうから東梅守議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新山最終処分場の延命化及び浸水処理施設についてお答えをいたします。

小鍬川については、住民の生活用水や農業用水として活用されることから、水質の保全を図ることが重要と考えているところであり、今後も最終処分場浸出水処理施設の設備の更新を図りながら、水質の適正管理に努めてまいります。

また、小鍬川流域の住民の皆様には、町の廃棄物行政について、御理解、御協力いただいていることに対し、心から感謝しているところであり、今後におきましても、説明会

等を通じ適切な情報提供を行ってまいります。

また、延命化を図ることとした理由についてであります。当町の最終処分場は平成8年4月1日に供用を開始して、今年で22年目になります。

当時、最終処分場の建設に当たりましては、地元住民が中心となって構成している新山最終処分場協議会と当町との間で、平成6年1月に「使用期間を開始から15年間と定め、また、使用期限が到来しても埋め立て可能な場合は、この限りではない」とする協定を取り交わしたところであります。

その後、平成12年度から溶融炉での釜石市との共同処理、平成23年度からは、岩手沿岸南部広域組合での広域処理が開始され、高度なごみ処理施設の稼働により埋立量が圧縮されたことに加え、平成26年度で釜石市の廃棄物の受け入れを取りやめたことから、埋立処分量が当初の見込みを下回る結果となっております。

昨年度、最終処分場の残余容量の再調査、埋立計画の検討、浸出水処理施設の耐久性調査及び修繕計画の検討を実施し、当初計画どおりであっても、残余量に対して、年間埋立処分量を300立方メートルとした場合の埋立年数は、平成53年までの25年と推計したところではありますが、埋立区域を変更せず搬入路の変更等を行うことにより、埋め立て年数をさらに8年延長し、3,900立方メートルの埋立容量増加を確保することが可能となりました。

市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の処理をすることとされており、処理責任は市町村にあります。

最終処分場の埋立処分地及び浸出水処理施設を適正に運営・維持管理しながら、計画埋立量に至るまで、現処分場を使用していきたいと考えております。

次に、旧小鎚小学校の跡地利用についてお答えいたします。

御質問の旧小鎚小学校については、御存じのとおり、震災前の平成22年3月21日に本校の閉校式が行われました。その後、小鎚地域振興協議会から旧小鎚小学校の跡地利用についての要望書が提出されておりました。

また、当該要望について、昨年8月にも小鎚地区の方々から伺っておりますが、町といたしましては、小鎚地域におけるほかの老朽化が進んでいる施設等も把握していることから、施設の統合的利用なども念頭に、地域の方々と相談等を図りながら総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、仮称三枚堂大ケロトンネル工事についてお答えをします。

仮称三枚堂大ケロトンネル築造工事については、先般4月27日、大安の日に安全祈願祭を挙行し、ゴールデンウィーク明けから本格的にトンネル本体掘削を開始しております。

議員の御質問にもありますように、このトンネル築造と現在施工中の大桁橋架替工事、今後発注する臼澤橋に隣接する人道橋設置工事をも含めて、循環型交通網を形成し、防災・減災に寄与するものであります。

当該地区には、現在、トンネル工事のほかに災害公営住宅4カ所の造成工事が同時進行で実施されており、通行する方々には御不便をおかけしております。これも1日も早い復興を進めるための工事であり、町民の皆様の御協力をお願いいたします。

さて、議員指摘の事業を知らしめる看板等については、片側交互通行等の箇所もあり、通行車両への注意喚起看板が多く設置されている状況で、施工業者とも協議してまいりましたが、通行車両の交通安全を優先し現場への看板設置は控えることとし、一方で、現場事務所への設置と、施工業者の特定共同企業体でホームページを立ち上げ、町のホームページとリンクさせ、進捗状況を知らせることとしており、現在ホームページの立ち上げ作業中であります。

さらに、工事をしない日曜日を利用して現場見学会を実施することで施工業者と打ち合わせ済みであり、町民や自治会等を対象に募集要領をホームページでお知らせすることとしています。また、児童・生徒向けの現場見学会も、教育委員会と協議して実施する予定であります。復興全体については、広報、パンフレット等を活用して逐次周知を図っていきたいと考えております。

次に、子ども支援についてお答えをします。

町では、町内の既存施設を活用し、親子の遊び場を提供するイベントを開催してきたほか、民間団体による遊び場の提供の取り組みを支援することにより、子供の遊び場の確保を図ってきたところであります。

また、現在町内の2つの幼稚園において、子供の遊び場として園庭を開放いただいております。町においては園庭開放の予定等について広報等を活用し、広く周知を図ってきたところであります。

今後も引き続きこれらの取り組みを進めるとともに、復興関連事業により造成される公園や建設予定の施設の活用も図りながら、子供や大人が憩うことができる遊び場の確保に努めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） それでは、新山の最終処分場のことについてから再質問をさせていただきます。

まず小鍬川流域、これまでずっと、なんて言ったらいいのかな、感情的なものでね、何で小鍬地区だけにとこの思いも、私も強く持っていました。

そんな中で、答弁の中には、御理解・御協力をいただいていることに感謝しているとありますけども、また、情報提供を行ってまいりますともありますけど、これまで、20数年間、新山にごみが捨てられてきた中で、どれだけ住民に説明会がされてきたのか、その辺が大変疑問に思うところがあります。

特にも、何かこの問題、例えば今回の延命化の問題であったり、リサイクルセンターが今度つくられる。何かがあるときにだけ、住民説明会が開かれているように私は思っていない。そういった意味を含めて、どのように、本当に小鍬地区の住民の皆さんは、理解をされているのか、納得されているのかっていうところは、私は甚だ疑問に思うところがありました。

そこでこれまで、情報提供として広報で水質の内容が示されてはきました。安全にやられているとはいえ、先日、議員全員が現地を視察した際に、機械の老朽化が著しく、これの更新が早急に必要であろうと思うのですが、これに向けての考え方を当局のほうはどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 浸出水処理施設の更新についてのお尋ねでございます。

現在の浸出水処理施設は、供用開始から21年が経過しているところでございますが、埋め立て年数があと33年間と見込まれる中、将来にわたり適正な水処理を継続していくためには、設備の更新を行っていく必要があると認識をしているところでございます。

当施設の水処理設備は、現在のところ、当面の間は適正な処理機能を維持することが可能ではございますが、町としては早期の更新が望ましいと考えておりますことから、今後、循環型社会形成推進地域計画の変更を行った上で、国の財政支援を活用いたしまして、平成30年度に設計を行い、平成31年度には設備の更新を行いたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 31年度に改修を終えるというところで、水質を守るという点では

大変重要な部分というふうに私も考えるわけです。

そこで、これまでこの処分場については、新山最終処分場協議会として地区の中で委員の人が選ばれて、そこと協議をされてきた経緯があったというふうに答弁の中にありました。ただ、これまでその協議内容であるとか、今後のことで、この協議会でどの程度、これまでの間、要は処分が始まってから、どの程度当局側と意見交換が行われてきたのか、その辺があるのかないのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 私の知りうるということになりますけれども、当初の契約の期間のところではやった経緯はございますが、その後再度1回程度説明をしたという状況は確認しておりますけれども、その後はしておりませんでしたので、今回延命化に向けて説明を申し上げたところでございます。

なおかつ、今回におきましても小鍬川流域全体にも説明会が必要であろうということで、7月の広報で周知を行います。7月中に小鍬地区、臼沢、花輪田、桜木町で、説明会のほうを実施したいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この協議会の中では、ほとんどと言っていいほどその後は全然話し合いが持たれてこなかった。その間に、ごみ処理の問題は大槌町は終了して、今度は広域という形での処理になって、一時釜石からの灰の処分も受け入れていたという経緯もございます。

そこでお尋ねしますが、現在捨てられている焼却灰、これはどのように、要は処分されているのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 現在焼却灰につきましては、まず一般廃棄物につきましては、岩手沿岸南部広域環境組合の構成市町村がそれぞれ釜石市にごじますセンターのほうに持ち込みをいたしまして、熔融処理を行っております。

持ち込み分量に応じた発生飛灰につきましては、それぞれの市町村の持ち込み量に応じて案分いたしまして、それぞれの市町村にある最終処分場のほうに、飛灰の埋め立てを行っているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 飛灰の処理の仕方をちょっとお尋ねしますが、私も今回この最終

処分場についていろいろ調べてみますと、この飛灰をキレート剤というもので固形化したものを最終処分するみたいな記述もございました。

当町ではどのような処理の仕方をして、飛灰を最終処分場に持ち込んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 現在のところは、熔融を行った後の飛灰をそのまま持ち込みまして、埋め立てを行っているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 何でこの飛灰にこだわって質問をしているかと言いますと、この飛灰にはダイオキシン、それから重金属が含まれるという部分がございます。そのことで、そのまま処理しますと、当然的に水の処理という部分で大変不安な部分があるわけです。

もしその施設が機能しなかったときに、浸出水がそのまま河川に漏れてしまう可能性が出てくるというところで、このキレート剤でもって処理することで無害化できるというふうに書いてあって、実際に最終処分するところにキレート剤を用いている自治体もあるというふうに伺っております。

そういった処理の必要性があるのではないのかなというふうに思うのですが、その辺の考え方は、これまで広域になった時点でも検討されなかったのか、その辺をお尋ねいたします。

○7番（東梅 守君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） これまでの沿岸南部広域組合での検討の状況でございますけれども、沿岸南部広域組合では山本還元、要は、発生した飛灰から資源を抽出いたしまして、再生を行って、最終的には最終処分場への埋め立てを不要とするような処理方法がございます。この山本還元につきまして、平成20年8月に岩手沿岸南部広域組合議会におきまして、今後構成市町等有している最終処分場が満杯になった場合は、飛灰の山本還元の実現に向けて、組合各構成市町が緊密に連携し、地域の環境に配慮した施策の推進を行うことを求める旨の決議がなされているところでございます。

現在のところ、当町の最終処分場は十分な埋立容量を確保しているところでございますけれども、将来的な飛灰処理のあり方につきましては、構成各市町等の最終処分場の状況などを踏まえて、今後、岩手沿岸南部広域環境組合において対応を検討していくも

のと承知してございます。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） 山本還元という話が出ましたので、これをまだ埋められる場所があるから現状のままでというところが、今答弁の中でありましたけど、これは早急にやったほうがいいことなのではないのかなというふうに考えるわけです。

無害化できるわけですから、害のあるものをそのまま埋め続けて、いっぱいになったらもうそれを今度は害にならない山本還元をやるというのではなくて、今からいいことは進めて、逆に言ったら、今まで埋めてきたものを再度溶融炉に徐々に持ち込んで、山本還元をして、本当に捨てるものを少なくするというやり方に持って行って、最終的には新山の処分場のごみが全て取り払われるような方向性を計画として持っていくという考え方があってもいいんじゃないかと思うのですが、そういった考え方をこれまで考えたことはなかったのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 沿岸南部のほうは5市町でやっております。他の市町村のほうでもまだ最終処分場が満杯になってない状況がありますので、その辺を鑑みまして、当町独自でということはないかなかなか難しいところがございます。

ですので、この沿岸南部のほうで、5市町のほうで、当初、それぞれ最終処分場の年数が違うとは思いますが、その時期が近い状況になったときにそれで考えていきたいというところで、今まで進めてきたところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 広域処理の考え方として、足並みを揃えるという点は理解はできます。ただ、このまま埋め続けて、例えばいっぱいになりました、どの市町村もいっぱいになりました、それから先、ちゃんと無害化した形の施設をみんなで検討してやりましょうよって言うても、最終処分場はごみがなくなる限り、捨てたものを撤去しない限りは、半永久的に処理施設が必要になるわけです。

それを考えたときには、先ほど私が申したように、徐々にでも減らして、最終的にはなくなるという可能性を探ったほうが、将来にわたってはいいいことなのではないかなというふうに私は考えるわけです。

特にもこの無害化に関しては、経済産業省が平成16年に飛灰無害化技術開発事業プロジェクトとして立ち上げて、いろんな大学であるとか、自治体、それから企業さんなど

が、その施設のあり方についてずっと進めてきていることでもあります。

そのことを考えたときに、処分場がいっぱいになるまではいいんだということではなくて、今から、逆にいっぱいにならなくて済むように、逆になくしていくという方向性を探るのが正しいのではないかと私は思うんですが、その辺の考え方はできないんでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） いずれにいたしましても、焼却後の飛灰の処理につきましては、まず広域組合の構成市町村とよく連携をしながら、将来的な方向性も探っていかなければならないと考えてございます。

ただいま議員から御提案のありました件も踏まえまして、構成市町村と連携しながら、将来にわたる適正な処理のあり方について考えてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅守君。

○7番（東梅 守君） 特にも、このごみの問題は大きな社会問題でもありますので、やはりなくするという方向性のもとに進めていくのが一番いいことだろうと私は考えるから、あえて取り上げているわけです。

ぜひ関係市町村と連携を図りながら、関係市町村も同じように、施設をつくったときに、それぞれの最終処分場のものを持ち込んでゼロになるような考え方をしていくということが大事ではないかなというふうに思っております。

それから、もう1点だけ。全協でもお尋ねをしました。

廃棄量が大幅にふえることによって、逆に言うとその最終処分地の4ミリの遮水シート、これにかかる荷重の問題、果たしてこの4ミリが適正な厚みなのかどうか。その辺の部分ぜひ調べてほしいというお願いをしていましたけど、この安全性は保持されるのかどうか、その辺をお尋ねするのが1点と、それから、現在ではなくて、以前に捨てられた処理場の現状の地下はどのようにしてちゃんと遮水シートが施されているのか。その耐久年数はどの程度なのか。その辺についてもお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） まず遮水シートの耐用年数についてでございます。

議員から御指摘のありました4ミリという厚みでございますが、遮水シートには複数種類厚みがございまして、その中でも4ミリというのは厚いシートになってございます。

遮水シートは主に紫外線や温度差、それから風雨等に直接さらされることによって劣

化等の影響を受けることが懸念されますことから、現在露出しているのり面のシートにつきましては、適切な補修を行いながら埋め立てを行ってまいります。

それから、一方、既に埋め立て済みの遮水シートにつきましては、これらの影響を受けにくいことに加えまして、埋め立てによる過重に対しましても、十分な強度を有してございます。処分場の延命化に伴う埋立容量の増加にも、十分耐えうるものと考えてございます。また、突起物等で傷がつくこと等も懸念されますことから、当初の埋め立ての際に、底盤を平等にならした上で遮水シートを敷いてございまして、そうした底面の突起物による傷がついて穴があくというような危険性もないものと考えてございます。

これらのことから、最終処分場の安全性は確保されているものと考えておりますが、町としましては、地域の方々の安全・安心のため、定期的な地下水の水質検査を行うことによりまして、遮水シートの状態をモニタリングしてまいります。

それから旧処分場の水処理の状況についてでございますが、旧処分場は平成8年3月で埋め立て処分を終了いたしまして、その保有水につきましては、浸出水処理施設において処理をしていたところでございますが、その後、保有水の水質が2年以上にわたり排水基準に適合していることなど、最終処分場の廃止の要件を満たすこととなったことから、平成19年1月15日付けで県から廃止の基準に適合している旨の確認通知を受けて、正式に廃止をしたところでございます。

最終処分場の廃止後につきましては、法令上は水質検査等の管理は義務づけられてはおりません。ただし、町といたしましては、地域の方々の安全・安心の確保の観点から、旧処分場につきましても、継続した水質検査をこれまで実施してきているところでございまして、これまで法令に定める水質基準を満たしていることが確認されているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 本当に、今述べられたことは、我々小鎚地区の住民にとっては初めて聞くことなのではないのかなど。旧処分場についてもずっと水質検査をして、安全に努めてきたってということは、初めてここで語られて理解できるころだと思います。

こういうことが、やっぱり処理施設を置いている以上は、定期的に住民のところに話を持っていくというね、説明会をするというところ、または現地での説明会があったらなおいいんだろうなというふうに思います。

そこで、現地という話でもう1点だけお伺いします。

現地は、実は先日、リサイクルセンターの住民説明会の際にある方から出された質問の中で、どうも旧処分場のところには出入りが自由にできるという状況にあるようです。そのことが果たして管理する側として正しいのか。確かに現地には、正面の扉に立入禁止の大きな看板が、目立つように設置はされております。しかしながら、本当にすぐわきからすり抜けられるような状況、誰もが出入りできるような状況になっています。

これが果たして、本当に正しい管理の仕方なのかなというところに、少々疑問を感じているところですが、立入禁止の看板だけではなくて、きちっと中に入れないような形をとれないものかというふうに思うわけですが、その辺の考え方はないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 旧処分場のほうには確かに立入禁止の看板もありますし、扉も設置されております。

山全体を見ますと、どこからでも立ち入れるという状況になりますので、その部分を、全体を囲うというのは今の現時点ではなかなか難しい状況ではないかと思っております。特にこれから、もう少しわかるような状況の中で、知らしめていくような状況のほうが適切ではないかと考えております。

特に春先になりますと、山菜とりの皆様が中に入っていくような状況ですので、逆に立入禁止の看板の中に入ることをとめるような形で、啓発のほうをしていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ何らかの形でね、立ち入らないように、その看板を見れば誰しもがわかるんですけど、どうも多くの方が立ち入っていて、私が現地を見に行った際にも、実は乗用車が2台とまっていて、どうも看板の設置してあるところから出入りしたんだろうなというのが見受けられるような状況でしたので、ぜひこの対策はすべきだろうというふうに私は思います。

そこで、最後にこのごみのことで、ごみの減量化について、実は町の職員のほうから減量化の説明を先日の住民説明会の際にされました。これは大変いいことなので、もっと町民の多くの方に知らしめて、ごみの量を減らす、それから資源化を図るところを、今後のリサイクルという考え方の中で進める。ぜひいいことなので進めるべきということをお話をさせていただきました。

このごみの減量化について、ただ減量しましょう、分別しましょうだけではなかなか進まない現状もあると思うわけです。これを例えば地域ごとに数値化する形で、減った地域に何らかの奨励をすとか、そういったお互いに気をつけ合うようなことができないのかどうか。その辺の取り組みを今後どのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 先日のリサイクルセンターの住民説明会のときにも、後段でリサイクルの仕方とか注意点については説明をさせていただいたところでございます、おおむね御好評をいただいたものと認識してございます。リサイクルにつきましては、やはり文字で見ただけではなかなかわからないので、ああいった場で説明するというのも大切なことであろうと考えてございます。

今回最終処分場の説明について、これから小鎚川流域に順次説明を行ってまいります。そういった説明の場でも、前回リサイクルセンターの説明会で行ったようなごみの減量化、分別の方法についてわかりやすく説明するなど、周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） それでは次に、旧小鎚小学校跡地の問題についてお尋ねをいたします。

答弁書を見ますと、要望書のことは認識されていて、施設の統合的利用、それから総合的に検討するというふうでございます。

小鎚地区の住民にとりましては、学校施設の跡地は、これまでも震災前には地区民運動会やグランドゴルフ大会などいろんな形で、地区の交流の場、多くの方々が集まる場所として利用されてきました。ただ、震災後、仮設ができたこと、それから校舎内に物資が入れられたことなどがあって、今は全く利用できない状況。このことを考えたときに、今後住民が集まる場所としての確保という点では、大変重要な場所になってくるんだろうと私は思うわけです。

そこで、やっぱりいくら要望書が出されても、これが計画のテーブルにのらないことには、住民にとってはもうどうしたらいいんだっていうところになってきているわけです。ぜひこれを今後の町政の発展計画の中に盛り込む形で、計画年度をある一定のところまで定めた上で進めてほしいという思いがあります。

確かに今復興事業がピークを迎えているっていう現状もありますけれども、やっぱり

計画的にそういうものを進めていかないと、いざ手があきました、今からやりましょうでは遅いのかなと。やっぱり計画年度を定めることによって、住民はある程度何年後にはできるんだねっていうのがわかると、すごくうれしいことなんだろうというふうに、我慢のできることなんだろうと思うのですが、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 本年2月の全員協議会の中で、公共施設等総合管理計画につきまして、議員の皆様にも御説明いたしました。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、その公共施設総合管理計画でも御説明いたしましたが、将来的には住民が減ってくる、そして各地区の構成も変わってくると。そういった中では、複合的な、例えば今回の消防会館につきましても、源水地区の住民のみならず、共同で利用できるような形を模索しておりますので、そういった単に集会施設ということに限定した単一の機能ではなくて、何かほかの機能を持たせた形で検討してまいりたいというふうに考えておりました、先ほど東梅議員がおっしゃったように、今現在復興事業が進んでおります。ただ金沢地区、小鎚地区に関しましても、今後既存施設の老朽化が進んでまいりますので、そういった施設の老朽化の更新とあわせて、複合的な施設の建設を、計画的に、もちろん計画的にですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 計画的にというところでは、なかなか計画は立てるけれども年度が見えない。いつになったらできるのかというところが、一番住民にとってはいら立つところではあるのかなというふうに思います。

過日には、地元の消防団のほうからも消防屯所の新たな改築の要望が出されたというふうに伺っております。この消防屯所とあわせた形で、交流施設がつくれないのかという当初の要望があったのではなかったのかなというふうに私は思っているわけです。

小鎚地区の住民にとっては、離れた地区が一堂に会して運動会であったりいろんな催しができる唯一の場所だったわけです。そこを取り戻すことが、小鎚地区の住民にとっては重要なのではないのかなというふうに私は思っているわけです。だから要望が出ているにもかかわらず、再度ここの議場に持ち込んだということはそういうことなわけです。

それと、特に、今現在、旧小学校の建物の中には、防災のための備蓄のものも置かれております。以前にも指摘したように、正しく置かれているという現状ではないというの、皆さんも承知のことと思います。

特に、災害時には、どこでどういう災害になるかわからないですけれど、小鎚地区にとっては、例えば津波のときには後方支援という形がとれるでしょうし、洪水のときには高台にあるので、あそこが避難場としても使えるであろうというね、いろんなことからその施設の重要性っていうのは図られるべきというふうに私は考えるわけですが、今後の防災のあり方とか地域コミュニティと最近をよく叫ばれていますけど、そういう観点から今後の進め方をどのように捉えていくかっていうことが重要になると思うのですが、その辺の考え方をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お答えいたします。

先ほど財政課長の方からも、公共施設の管理計画という話がありましたけれども、もちろん災害という観点は、議員おっしゃるとおりだと思っております。重要な視点だと思っております。

それで津波、あとは洪水、高台にあるということももちろんですが、御存じのとおり、うちのほうは急峻な地形だということで急傾斜地、土石流という観点も決して忘れてはならない視点だということでございます。

その辺も含めて、その建てる場所も含め、あらゆる災害を想定して、そこで要は活用ができるものも含め、位置等々の検討も含め、総合的に検討した上で計画を進めていくべきと考えておりますので、その辺の観点も含めて、公共施設のあり方等々を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ地域に入ってきていただいて、総合的な判断をしていただいて、早急に計画がつくられることをお願いしてこの質問は終わりたいと思います。

続いて、仮称三枚堂大ケロトンネルの工事状況について答弁をいただきました。

それで、ここでうたっているのは、これまでも指摘しましたけれども、ホームページという文言が出されている。果たして大槌町内でどの程度の方が、ホームページを開いて見られているのかなというのが甚だ疑問に感じているところです。

特に、町長は見える化ということを大事にしてきたというふうに私は思っております。

す。そんな中で、仮称三枚堂大ケロトンネルは、大槌町で発注する単独の工事としては、本当に大きい工事なのではないかなというふうに私は認識しております。にもかかわらず、トンネル工事の看板が本当に小さくてわかりづらい。多くの町民は、確かに、トンネルがつくられるというのは知っているけれども、どこにどうつくられるのかがわかっていなくて、やっぱり見える化する必要性があるのかなと。その見える化が、工事の大きな完成後のイメージ図なのではないのかなと。

特に三枚堂地区は、今、造成工事が盛んに進められております。そのことを含めた、三枚堂がこうなるんだよ、臼沢地区と連携してこういうふうになるんだよっていう大きな看板が設置されたら、いかに多くの方に大槌の町がこうなるんだってというイメージが湧くんだろうなと。はっきりわかるんだろうなというところで、この質問をさせていただきました。

それにあわせて、ほかの地区でも復興工事が進んでいる中で、最終的にどういう町ができるのかが、看板を設置することによって見える化できるのではないかなというふうに私は思うわけですが、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 議員の御質問にお答えいたします。

私のほうは、三枚堂大ケロトンネルの発注担当課でございます。それを中心にお話をしていきたいというふうに思っております。

町長の答弁の中でもお答えしましたように、今、非常にあそこはいろんな事業がふくそうしておりまして、混んでいますので、交通安全を優先に看板設置をある程度控えているということでございます。今後は、県が発注している災害公営住宅の造成工事等がある程度落ちつけば、また看板の部分については見えるようにつけていきたいと。

今トンネルについては、現場事務所のほうにつけてございます。秋ぐらいに大分掘り進んでいきましたら、反対側の大ケロ側のほうの出口っていうんですか、三枚堂側から掘っていますので、大ケロ側の方についてもそういう事業の看板についてはつけていきたいというふうに考えています。

あと議員がおっしゃる全体的な復興事業の云々という部分は、ちょっと私からは全体の部分は答えがたいのですが、パンフレットまたは広報等でお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、誰が見ても何の工事がされていて、どういう町ができるのかってというのは重要なことであって、紙に落としたりホームページに上げて、それを開いてみるというところがなかなかうまくできていないのが現状ではないのかなというふうに思っているわけです。

ぱっと見ただけでわかる看板というのが大変いいんだろうなというふうに、私は思っております。特にも、だから広告看板っていうのがあるわけであって、ぜひすぐわかる、見えるものを進めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、続いて、子供の支援について再質問させていただきます。特に私が質問したかったのは、保育園や幼稚園であります。

ここで園庭の開放っていうことがうたわれていたの、いや、果たして園庭の開放ってそう簡単にいくのかなというのが、大変私は疑問に思っていたところでありました。

それで、園庭の開放がされているっていうことなんです、これまでの保育園、幼稚園での園庭の開放または園の開放によって、どの程度の子供さんが利用されて、どの程度の効果が見込めているのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 先ほど町長から御答弁申し上げましたとおり、現在2つの幼稚園において、子供の遊び場として園庭を開放いただいているところでございますけれども、これは、それぞれの施設の御厚意によりまして、管理運営上支障のない範囲で対応いただいているものでございます。町の委託等によって園庭を開放していただいているものではございませんので、こちらとして、どの程度の利用があったかについては、数として把握しているものではございません。

これを保育園まで拡大するということになりますと、現在の保育の実施状況や施設の使用状況等を鑑みると、なかなか難しいものがあるかと思いますので、現在2つの幼稚園でそういった園庭の開放がされているということでございます。

ちなみに園庭開放につきましては、2カ所のうち1カ所につきましては、月曜日から金曜日までの間の午前中1時間程度の開放となっておりますし、もう1カ所につきましては、土曜日の午前中の開放ということで、どちらも未就園児の方を対象に遊び場として園庭を開放されているということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） そうですよ。これは、それぞれの幼稚園さんの独自の形での開

放ということになっているようです。

本来、町長が施政方針の中で述べるにはちょっと関与が——要は、当局側の関与が薄いのかなというふうに私は感じているわけです。本来であるならば、子供の居場所を確保するという観点からいくと、もうちょっと当局が関与して何らかの支援策があってもいいのではないかなと。

だから、その開放されている現状が、園の開園時間に合わせたもの、または園の負担にならないところのわずか1時間とか、それから土曜日だけとかっていう限られた部分でしか開放されていない。特に、子供たちが自由に遊べる時間帯には開放はされていないのが実情なのではないのかなというふうに思っているわけです。

そこで、今後どのようにというところでは、この復興関連事業により造成される公園ってありますけど、これは町方地区などにできている小さい公園のことを言っているのかなというふうに感じているわけですが、本来、子供であったり親であったりが求めているものは、ちょっと違うのではないのかなというふうに私は感じているわけです。

でもそれは、今後の復興状況を見ながら計画的に進められるものと私も理解しておりますので、余り言いませんけど、幼稚園、保育園のところでは、やっぱりそこを開放してっていうのは、実は小さい子、未就学児のお子さんを持った親にとってはすごくありがたい話なんです。先生たちとじかに話ができる、子育ての相談ができる、そういう場があるというのは、ありがたいというのが実情ではないのかなと。これが土曜、日曜、要は仕事の休みのときでも行けるという状況ができれば、大変いいことなんだろうなというふうに思うんですが、その辺について当局の担当課は支援するつもりはないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 現在2つの幼稚園で開放いただいているところでございますけれども、あくまで施設の御厚意で開放いただいているものでございまして、やはり施設の運営上、御負担をおかけするわけにはいかないと考えておるところでございます。

一方、子育ての心配ごと等を相談する場といたしましては、現在、地域子育て支援センターを1カ所設置しておるところでございます。今後、子ども・子育て支援事業計画の変更を行いまして、子育て相談であるとか、子育てサークルなどの多様なニーズに対応するために、地域の子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターの設置の拡充を図ることとしてございまして、具体的には現在1カ所の支援センターを2カ所に、将来

的に拡充を図ってまいろうと考えております。子育ての心配事等に関する相談につきましては、そういった形で町としては支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 子育て支援センターは私も知っております。ただお母さんたちは、幼稚園がそばにある人たちにとっては、近くにあるところにずっと行ける場所でそういうことがあると行きやすいという現状があるわけですね。なので、ぜひ保育園とか幼稚園と連携を図りながら、そういった事業が進められたらすごくいいだろうなど。特定の場所に足を運ぶということなしに、近所でそれができるということが一番大事なのではないのかなというふうに私は思うわけです。特にも子育て世代、初めてお子さんをお持ちになったお母さんたちの相談の窓口は、広くあればあるほどいいんだろうなというふうに私は考えるわけです。

その辺をぜひ保育園、幼稚園と連携を図りながら、負担をかけないっていう理由もわかりますけど、逆に、幼稚園、保育園さんはそこに来てもらうことによって、実は自分のところの園児の確保にもつながるわけです。そこで何度も相談していれば、お母さんにしたら、ここの保育園に、ここの幼稚園についていう、自分のお子さんを入れたいなっと思うはずなんです。そういったことも含めて、広く連携を図ることが大事かなと思うんですが、そういう考え方はないのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 今後の町の子育てのあり方の将来像を考えていく上では、ただいま議員から御提案のありました件でありますとか、あとは実際に教育、保育を行っております事業者の方々の御意見、それから保護者の方々の御意見も広く伺いながら、総合的に検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、それぞれの保育園であったり、幼稚園であったりっていうところに担当課では足を運んでいただいて、ぜひ意思の疎通を図って、どうやったら大槌の子育てしやすい環境をつくるのかというところをぜひやってほしいなという思いがあります。何か困ったことがあったときだけ相談に行くのではなくて、常日ごろからそういう連携をとることが重要ではないかなというふうに私は思っております。

それと、遊び場という点では、これまでもいろんな団体が子供の遊び場の提供という

ところではやってきました。それに対する大槌町からの支援もあったりっていうのも、私も存じ上げております。ただ、今後復興計画が進むにつれ、本来あるべき形をとり戻さなければいけないんだらうなというふうに私は思っています。そんな中で大槌は、大変自然が豊か、海あり山あり川あり、こういったところの環境整備をもう一度見直した上で、今後の子供から大人までが環境の良い場所で1日憩うことのできる場所の設置っていうのが必要なのではないのかなというふうに思います。ただ、環境整備にはなかなか支援する団体では手が及ばないという部分もあります。ぜひこれは、町がかかわる必要性があるんだらうなというふうに思います。

これまで大槌町には、以前にも申したとおり、筋山であったりいろんなところにそういう施設はありました。ただ、震災後全然手つかずの、なかなか整備がされてない状況があります。今度の日曜日には新山の再生祭、つづじの再生祭も行われます。まだあれも十分とは言えません。

しかしながら、大槌には多くの人が集える場を作れる場所が幾らでもある。なるだけお金をかけずに整備される場所はいっぱいあると思うんですが、その辺の見直しを図った上で、公園づくりのあり方を検討する考え方はないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） さまざまに子供たちの遊び場という形で、御提案いただきましてありがとうございます。

さまざまなフィールドで、子供たちは体を鍛えて仲間をつくっていくんだらうと思います。単に遊び場だけでなく、運動、スポーツを含めて整備が必要だと思います。

これから、跡地利用も含めて、その部分についてはしっかりと考えていきたいと思えますし、先ほどお話があった幼稚園だけではなくて、保育園についても積極的なかわりを持ちながら、施設側の御理解をいただきながら、そういう場所ができるように、復興の途中でなかなか子供たちの安心・安全が確保できる状況ではないというふうに思いますので、その辺も確保しながら、御理解いただきながら進めていきたいと。町ができる中では、きちんとやはり子供たちの遊び場というのは確保するというところで計画を進めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 子供たちは日々成長し、常にそこで体験することが成長につながるというふうに考えるわけです。ぜひ1日も早い子供の支援策っていうのは、待ったな

しでやらなければいけないだろうというふうには思っております。

ぜひその辺にも積極的に当局がかかわっていただけるようお願いをして、本日の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

2時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時09分

○

再 開

午後2時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほどの一般質問の答弁で訂正の申し出がありますので、発言を認めます。民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 先ほどの東梅守議員の再質問において、飛灰のキレート処理を行わずに埋め立てを行っている旨の答弁を申し上げたところでございますが、正しくは、沿岸南部クリーンセンターにおきまして、飛灰の搬出の際、キレート処理を行った後に各処分場に排出をいたしまして、そのキレート処理が行われた飛灰を最終処分場に埋め立ててございます。それによりまして、飛灰に含まれる鉛などの重金属を捕捉し、溶け出すことを防いでいるところでございます。

おわびを申し上げまして、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。

○8番（阿部俊作君） 議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

無党派日本共産党の阿部俊作でございます。

まちづくりについてと、歴史遺産挾田館についてお伺いをいたします。

2011年3月の東日本大震災津波によって、大槌町は中心市街地が壊滅的状况になりました。私はその年の町議会選挙におきまして立候補し、新しいまちづくりのために何をしたらいいのか、いろいろ考えてきました。私の個人的に考えるまちづくりの一端を述べながら、町長の考えるまちづくりをお伺いいたします。

私は、世界中から多くの御支援をいただいて新しいまちをつくるからには、自立できるまち、世界中に支援できるまちを目指そうと考えました。それには、大槌という町をよく知ること。町の特徴を生かし他市町村にない、例のない未来の明るいまちをつくること。このように考えておりました。そしてよく知ること。なぜ大槌という町ができたのか、自然の利と歴史を知ることです。

金と鉄、城下町、漁業、徳川家康が江戸に幕府を開いたことにより太平洋航路が開拓され大槌が豊かになったことなど、私はここにまちづくりの基本があると思います。

町の特徴として、山城の遺跡、金や鉄の採掘遺跡、海、高原、サケの遡上する川など、他の市町村がうらやむような環境ではないでしょうか。

私の考えるまちづくりとは、いろいろ教育とか産業等について箇条書きにしておりますけども、まず一つ教育的なことで、災害の教訓・伝承は心理的恐怖を伝えるのではなく、科学的に災害の発生を分析できる能力を身につけることだと考えております。自然災害を学習することが大事だと思っております。

次に、交通網の整備について、昔も今も発展の重要な課題です。

三陸道は整備されてきていますが、大槌町には内陸へのアクセス（土坂トンネル）が重要な位置を占めております。町内交通として、通学、通勤、通院、買い物など、町民の利便を図り、鉄道利用には駅に駐車場も欠かせません。都市を離れれば第1次産業に頼りがちになりますが、再生可能エネルギー開発など、その土地ならではのエネルギー産業も考えていくべきです。

次に、交流人口をふやすことは町の活性化につながります。その資源には、海や歴史が大いに役立つと思います。

まだまだ大槌のまちづくりの夢がありますが、私には、町長のまちづくりは何を目指しているのか、どのようなまちをつくらうとしているのかよくわかりません。町の未来をどのように描いているのか、お聞かせください。また、まちなか再生の第2弾、第3弾について考えているとのことですが、そのこともお尋ねいたします。

次に、挟田館についてお尋ねします。

さきの議会でも、挟田館についてお尋ねしましたが、教育委員会としての回答はありませんでした。今日まで約680年間存続してきた大槌町とともに大槌のシンボリックな挟田館をなぜ記録保存に決定したのか。その経緯とともに、大槌町教育委員会の考えをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 私から、阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、まちづくりについてお答えをいたします。

私が持つ町の将来像は、東日本大震災津波復興計画基本計画をしっかりと具体化、具現化することであります。

また、復興まちづくりの礎となる空間環境基盤の整備においては、地域復興協議会が主体となりつくり上げた、各地域の復興後の町並みをあらわすデザインノートをもとに進めているところであります。

議員御承知のとおり、復興計画基本計画の模式図において、空間環境基盤の上に三つの基盤があります。その三つの基盤は、社会生活基盤、経済産業基盤、教育文化基盤が三位一体となるまちづくりを進め、命を守り、人を生かし、育てることで、若い人や女性が活躍できる、魅力ある私たち自信が誇れるまちづくりを目指していくことが、定住促進につながるものと考えているところであります。

次に、まちなか再生の第2弾、第3弾についてですが、中心市街地の再生は、住宅だけではなく、商業店舗や事業所、駅や役場などの公共施設など複合的に混ざり合うことによりにぎわいとなり、実現できるものと考えております。そういった状況を実現するための第1弾として、土地の利活用の予定のない地権者と、住宅再建に迷っている避難者や町外からの移住者、ビジネスチャンスを求める事業者とのマッチングを図る空き地バンクを実施するものであり、商業の活性化など、次の段階の方策を講じていくことが、第2弾、第3弾の取り組みとなると考えております。具体的な方策については、空き地バンク等の効果や進捗を見ながら適時に判断して対応していきたいと考えております。

次に、挟田館については教育長が答弁いたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは挟田館につきまして、私のほうからお答えいたします。

御指摘の挟田館における国の開発事業につきましては、当時の国土交通省三陸国道事務所と岩手県教育委員会との両者間で協議がなされ、その手続の中で当該遺跡の記録保存のための調査が行われていくものと、さきの3月定例会でお答えしたところでございます。

議員御質問のなぜ記録保存に決定したのかにつきましては、岩手県教育委員会において、文化財保護法上、事前の発掘調査を必要と判断し、通常の埋蔵文化財包蔵地の開発行為に伴う記録保存が決定されたものであります。

また、挟田館の記録保存の決定に関しましては、震災前の平成22年3月の岩手県教育委員会通知において、大槌町教育委員会においても当該遺跡にかかわる関係路線を確認しており、その時点ですでに遺跡の記録保存の決定がなされております。

前日も申し上げましたが、この挟田館跡につきましては、遺跡の一部が消失してしま

いますが、標柱であるとか、あるいは説明板であるとか、そういったものを設置するなどして、館跡の周知あるいは活用を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今まで歴史のことは何度も言ってきました。それだけ、私はまちづくりの基本として思い入れがあって、歴史を大事にしたいということで言ってきたわけですがけれども、いろいろ町民の方にも歴史のことだけでなく、身近な質問はできないのかという声もわかっております。そうした身近な質問につきましては、今国会の法律制定等々を見ながら、秋に皆さんの身近な問題について、お尋ねをしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、私は、どういう町をつくるかという根本的なことをずっと聞いてきました。ですから挾田館に対して、大槌町の教育委員会としてはどういう考えを持っているのですかとお尋ねしたんです。県の考えとか、そういうことじゃないです。町としては、町の中の遺跡に対してどのように感じているか、それをお尋ねしているわけなんです。私の質問がわかっているのか、わかっているはぐらかしているのか、意味がわからないのか、あるいは何も考えていないのか。こういうふうな思いになるところです。

それで、町長から今答弁ありましたけれども、魅力ある私たちが誇れるまちづくりを目指したい。当然、私もそのように思っています。

では、私はこの町にいろんな魅力あるものがあるよって、ずっと訴えてきました。御社地から、この城から、代官所、筋山、それから古廟の山。さまざまなことがあって、それをしっかり捉えてまちづくりにしたらと、そういう思いでおりますけれども、町長の感じている魅力はどのようなものでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 町の魅力ということですので、まずずっと阿部議員の御質問については答えておりますけれども、やはりいい文化であったり、自然であったり、そういうことが大事なことだと思っております。

魅力というのは、単にそういう自然、ものでなくても人も含めて、さまざまな地形も含めて、町の魅力なんだろうと思っておりますので、それを活用していくということで、特化すれば郷土財という言い方もしておりますので、それをまちづくりの中で生かしていければなと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、ですから、町とはね、ただ人が集まっただけでは町ではないんです。そこの中でどういう生活をし、どういう成り立ちになっていくかっていう歴史と、それからこれからつくる目的っていうのがあります。

例えばですけども、世界遺産の平泉は前にも言いましたけども、平泉の中尊寺、平泉文化の根底っていうのは、清衡が理想郷の建設を、武力ではなく文化の力でもってなし遂げようとした、これが、今まであった豊田館から平泉に移ったまちづくりの根本的な部分があります。そして、戦争の根源っていうのは、差別、都からの蔑視とか差別、これに対抗するために、これを払拭するために、平泉の文化をさらに大きくした。それが今、世界遺産になっている。

これだけでなく、歴史を大事にしている中で、今北陸新幹線が開通してますます繁栄している金沢市があります。かつて市長をした方の本の中に、「金沢に際立つ個性があるとしたら、それは紛れもなく歴史と文化だ。これを磨いて世界に発信しよう。この歴史と文化がはえるように、町を美しく仕上げよう」、こういうことが書かれております。

わたしもこの町にはそういうものがあるから、それをしっかり根差してほしいっていうことを訴えてきました。御社地の復元、天神様っていうのはそんじょそこらにはそうないです。きちんとしたいわれをもって、この町には日本庭園、天満宮があったんです。その再現を訴えてきたんです。

また、まちづくりにはまだいろいろありますけども、例えば福祉だけを中心にした町っていうのもあります。これは外国、ドイツのヴィーレフェルトという町なんですけども、医療福祉のまち、ベートルと呼ばれているところがあります。1867年創立以来140年以上もの間、町全体が医療、福祉の充実に取り組んでいる。仕事があろうがなかろうが、ずっと安心して生涯を過ごせる場所、そういう思いで世界中の医療や福祉関係者から注目されている今日の町なんです。

そういうことで、町長がまちづくりということで、町民が家を建てたら100万円をやるっていうことです。でも、2年の期限を設けると、お金を持って今建てようという人たちが2年以内には建てられます。

町内の業者の中には、もういっぱいになかなか間に合わない人もあるし、それから建てようと思ってもいろいろ迷ってるのはお金の都合。そういうことで、もう少しためてからとか余裕をもってからとか、いろんな考えがあるわけです。

私だったら、まちなか再生のためには、町に公共的なもの、みんなが楽しめるようなもの、例えば、その5億円のうちの3億円弱で温泉を掘ります。そして、例えばの簡単な話なんですけども、どういう事業を起こすかによっての話なんですけども、この町の実情を考えたときに、高齢者等はなかなか家を出ない、そういう人たちもコミュニケーションの場所として温泉施設、そしてその中にはスポーツもできる、あるいはトレーニングルームとか、あとは指圧、マッサージ、食堂、そういういろんなものがあるし、あとは図書館等を併設しながら、若い人から高齢者まで集まれる場所を町でつくる。しかし、運営は町はやらない。民間にちゃんと、これが第三セクターではなく第4セクターという形のまた別な方法で活性化を図って、行政のほうでは経営は難しくできません。そういうことも考えて、ただ単にお金をやるんじゃない。

そういういろんな構想を、もしまちづくりをどうしたらいいかなっていうときには、議員の常任委員会があるわけです。それに振ってください。私たちはそういうことで、いろんなことを集めながら、いろんなことを提言していきたいと思います。そのいろんな施策に対して、今までずっと常任委員会とかそういうものがあるんだよって言ってきたんだけど、まずほとんどそういう声がかかってこない。かかってこなかったんですけども、町長、今後どうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私のほうからお答えいたします。

先ほど私が答弁したとおり、計画をしっかりとつくってからでない、思い当たって行き当たりばったりというわけにはいきませんので、基本計画なり実施計画なりを先般お示しして、平成29年、30年度の方向性を決めているわけですから、議員御指摘の、さまざまな御意見があるのであれば、その部分での御意見をいただければと思いますし、もちろんさまざまな施策をとっていく中では、必ず議会との協議を進めながら進めていると思います。

ですから、先ほど温泉の話も出ましたし、さまざまな意見は出ましたけれども、それにつきましても、やはり町としての財政的な負担も含めて、これからの人口減少も含めて、さまざまな観点で、今回の復興計画を立ち上げておりますから、ぜひそれに沿ってですね、しっかりと進めていかなきゃならないだろうと思います。

さまざまな思い、文化的な思いも歴史的な思いも、全部今の復興計画の中に盛り込んでおります。不十分さがあっても、やはり身の丈に合ったですね、運営をしていか

なければならないということです、思いだけではなかなか進まないということになりますから、復興計画、さまざまに意見を出しておりますので、その辺を見ていただきながらぜひ御意見等いただければと思いますし、そういう常任委員会も含めて、いろいろとですね、問題提起または施策の課題、問題について、御提案申し上げていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、お尋ねします。

大槌町の大槌孫八郎没後400年ということですが、歴史についてどの程度についてい
うか、行政にどのように反映させるつもりなのかお尋ねしたいのですけれども。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今お話のいわゆる没後400年の話ですが、例えば子供たちについては大槌学園で新巻づくりをして、それを東京に持って行って売ると。発祥の地であると。新巻、大槌のそういったすごい伝統がある新巻であると、それをきちっとつくって、私は村上のサケに負けるなという声をかけて、大槌のサケを売ると。

ワカメもそうです。ワカメも鳴門に負けるな、吉里吉里のワカメが日本一だ。この間も、サッポロホールディングスの恵比寿ガーデンプレイスに行って、持って行ったワカメをたった30分で売ってきたと。

そういうまず郷土の物産も、そういう歴史の上に成り立っているということで、孫八郎につきましても、小学校の学芸会といたしますか、学習発表会で昨年も題材として取り上げて、三徳丸の自決の部分までもきちっと歴史を掘り下げて、子供たちも学び、教材として取り扱っております。

今後ふるさと科の郷土を愛するという、ふるさと科の3つの柱の一番太い柱が、郷土の自然であるとか文化であるとか歴史を学ぶというそういう学びをしております。

計画的に1年生から9年生までを通して、歴史を学んでいく。さらには高校まで、その学んだ子供たちが大槌学園から大槌高校に行きますので、高校まで広げた歴史の勉強をしていきたいと。

そういうことで、阿部議員も歴史についてはかなり造詣が深いわけですので、ぜひふるさと科の講師として学校においでいただいて、子供たちとともに学びを深めていき、おれは大槌をしょっていった、大槌に生まれてよかったというような、そういう歴史の取り上げ方ということをしてまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願います。

たします。

○議長（小松則明君） その部分に対して、産業のほうもかかわりがあると思いますが、産業部分についてからのお答えをお願いします。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 今年度、大槌の観光物産協会のほうでは、毎年12月に鮭まつりをやっているんですけども、ことし大槌孫八郎政貞の没後400年ということで、鮭まつりに関連して、重層的なイベントを計画しておりますので、そういった意味でも町内外にPRをしっかりしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでね、そういうふうになんと聞いてきました。そういうお答えもいただいた部分もございましてけれども、では実際どのように調べているか。実際どのように町民にお知らせしているのか。こういうところが大事なんです。

町として、どのように発掘調査し広めてきているか。それをどのように活用するかっていう……。例えば、ここの役場庁舎ですけども、代官所跡ということで壁とか屋根とか、瓦をしたってということなんですけれども、でもなまこ壁ってというのは、代官所の建物にはないんですよね。なまこ壁ってというのは、蔵なんです。蔵にしか使わない。できればここは代官所跡だったら、ちょっと規模を大きくして、そういう建物をつくればずっとずっと長く続くんです。中に入るいろんな人、さまざま使い勝手は違ったとしても、この町は代官所の町ってということになる。

私はそういうふうな位置づけがしっかりできれば、町並みとか道路とか、そういうものができてくるってということなんです。この自然の中でどのように生きるかって、そういうことも考えながら。

1番最初は、まず病院の再建。何が大事かっていうと人の生命、これを守るための病院の再建。そのためには、病院とのきちんとした連携が必要だっていうことで申し上げてきたんですけど、県立病院は県のやることですからって、そういう答弁を前にいただいておりました。違うでしょう。町民がその病院を利用し、そして町民の健康と幸せを担う場所なんです。そのためには、やっぱり病院で働く先生方、医師、それから地域医療全体を見ながら、町として連携を持たなければならない。

それから、高校再編の話がいろいろ出てくるたびに、私は高校ともそういう話し合い、連携を持つような組織が必要ではないかっていうことを申し上げました。

実はこれ、5月17日の毎日新聞の記事をちょっと見つけましたけども、やっぱり青森

県で高校再編の問題が出て、どのようにするかっていう地域の話し合いが持たれたのですが、ちょっと記事を読みます。「地域における教育の魅力化は移住や定住促進対策の一環。U・Iターンの推進は地方創生のかぎだが、高校がないことは、Iターン、Uターンのどちらにも決定的なマイナスだ」、それから「高校がなくなると子育て世代から流出が始まり、やがて面倒を見てもらう高齢者も流出してしまう。そしてこうした地域における高校の存在意義に対する考え方にに基づき」——これは島根県の教育委員会が出したんですけど、「11年度から実施しているのが、離島・中山間地域の高校魅力化活性化事業」というものなんです。この事業は、離島と町村内に1校しかない高校の存続を目指し、魅力と活力アップある高校づくりを進めるため、高校と町村が連携して実施する取り組みを支援するものです。支援対象は公募ですが、採択要件は教育委員会だけでなく——ここが大事です。町村長部局に担当部署があることや、地域と学校が連携した事業実施組織があり、コーディネーターを配置している、体制整備ができています。地域の特色を生かした計画的・持続的な活動であること。地域の理解と支援員を得て、県外生の受け入れ体制が整備されていることなど、まちづくりの、どういう町を目指すかという姿勢を見ながら、いろいろやることができるんです。確かに復興がないんですけども、そういう、この町を、今町長が言いました。まちづくり、例えば、今まで町方に住んでいた人がいます。でも、町外、県外に行った方、それから町方以外に家を建てた方、減る状況になります。その中でまだ迷っている方がいる。この方たちにお金をやる。そしたら家が建つ。でも、こうなった分にお金がいってということよりも、U・Iターンとかいろんな部分でさらにふやしていく、そのふやす手だてがなければ、そのお金が全然意味をなさない。まちづくりにはならないということなんです。どうやってふやすか。魅力は何にあるのか。というのは、この町にはそういう古い歴史があるんだよ、どういう歴史をたどったか。サケのことを言いましたけれども、新巻、これで大量に財力——これだけじゃないんですけども、そのために大槌孫八郎は大きな船をつくれれば、江戸に1回で持っていける。ところがその大きな船をつくったことによって、南部藩からにらまれてしまって、没してしまったということがあるんです。今度の400年で、できればそういうイベントをするのであれば、この町から江戸時代の航路を使って再現する。こういうふうにして運んだよ、こういう歴史の勉強もあってもいいんじゃないかなって、私は思います。それで歴史の価値感っていうのなんですけども……

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員、これは全部まちづくりという基本の中の1ページ

を今語っているということですよね。

○8番（阿部俊作君） まちづくりってというのは、1つのことではないので、私は歴史を中心にまちづくりをしたほうが、すごくこの町にとってはいいところが、他にない町ができる。その歴史を知ってほしい。それを知らせるのが教育委員会であり、町部局である。未来をつくるためには、やっぱり歴史を知らなければ、なぜこの町になったか、ただ人が集まったから町じゃないんです。そこで生活する人が、何をもとにして生活するか。何をもって未来を築いていくかって、いろいろあります。そういうことをしっかり見据えていかないと、消滅になるんじゃないかと私はそういう思いがあります。そういうことで、歴史はほんとうにすごいものなんですよ。

その歴史に対して、何そんな古いものを持っていうのが多いんですね。実際、生活にはあんまりピンとこない部分があるんです。ですが、私はいろんな金沢の砂金とりツアーとかそういうことを何回かやっているうちに、ことし、私直接じゃないんですけども、ある観光バス会社から観光のバスツアーのルートに入れたいというオファーもありました。こういうことが交流につながっていく。これを私がやるのではなく、町としてそういう力があるんだからやってはどうだ、やってはどうだって言ってきているんです。金と鉄と歴史。だから、歴史を再現することも必要だし、それについてしっかりわからなければ、なまこ壁の建物になってしまうんです、代官所跡ってというのは。

今までずっと言ってきて、なかなか私の言うことが、通じていなかったんですね。講演会みたいになります、聞いてください。

産業と文化の息づく創造都市の挑戦ということで、イギリスのヴィクトリア期に活躍したラスキンという経済学者というか、文化経済学の創始者と言われる人が、芸術経済学を提唱したっていうことがございます。そして、芸術作品に限らず、およそ財、つまりいろんなものの財産価値、それは本来、機能性と芸術性を兼ね備え、そして価値を生み出すものは、人間の自由な発想。強制されてできるものじゃない。

これは、私が言うのは、この町はこの町の方で、この町でやるんだっていうそういう発想をずっと訴えてきたんです。この町にはそういう価値があるんだから。

それから、価値を評価できる消費者ってというのは、やっぱりちゃんともものを見る目を養った消費者が初めて有効価値を認めるんです。だから、知らないと何それってなってくるんですよ。だから教育委員会、ちゃんと町のことを教えてやってください、町民に教えてください、御社地もそんなものじゃないですよ、ただの公園じゃないんですよ、

これをずっと言ってきたんです。

それで、まちづくりの一環として、私はね、挟田館をお尋ねしたんですけども、前と同じ答弁をいただきましたけども、私が尋ねているのは、大槌町の教育委員会としてどういう考えを持って……

○議長（小松則明君） まちづくりと挟田館が重なっているようですけども。

○8番（阿部俊作君） 部分的に分ければ分けられますけども、まちづくりの一環の中で特に挟田館を言ったのは、町の、本当に内陸との玄関口にある挟田館が……

○議長（小松則明君） 項目1と2を合わせてということですね。

○8番（阿部俊作君） そうです。

まちづくりはいっぱいありますので、教育からさまざま。（「答える方がゆるくないぞ」の声あり）余り広くすると取りとめなくなってしまうんですけど、まずそういう歴史の中でまちづくりを進めてはどうかっていうことを言っているんです。おわかりになりますか。

それで挟田館について、町教育委員会としてはっていうことなんです。県の教育委員会や国の話し合いじゃなく、その対応はどのようにしたかっていうことなんです。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 阿部議員の御質問のところで、なぜ記録保存に決定したのか、その経緯を言えと。それから、教育委員会の考えをお尋ねしますというのは、教育委員会の考えというのは、今後の挟田館だけに限らず歴史遺産なり歴史文化をどう子供たちに伝え、それがどうまちづくりに子供たちがかかわっていくかっていう、私は2点と捉えました。

記録保存に決定したのは先ほど言ったように、国交省とかの道路の関係のところ、県教委との協議の中で、そこは記録保存、いわゆる発掘をして記録するというのが決定になっております。その中で、私どもはその席上にいてというのではなくですね、そういう、私たちは今お話しした、先ほどお話ししたように、県の教育委員会から保存が決定されたという通知をいただいてということで、なかなか私たちがその決定に関与するということではできませんでした。というよりも、もうそういう余地もなく決まったところでございます。

もっとこうアンテナを高くしてそこに口を出して、もっと大槌の歴史をというような思いが多分あると思います。それは誰しものがあって、うちの町の遺産、財産をなぜ勝手

にという思いは、やっぱりそれは教育委員会にしても、特にも埋文の担当者は一番そういう思いを強くしているところなんだろうと思います。

歴史の勉強をないがしろにするということではなくて、やはり今私どもがここにいるのは、先人のそういった積み上げがあり、苦労があり、町をつくってきた文化がありということの上で、私たちの今はあるわけですので、それはきちっと子供たちに伝えていく。学校のカリキュラムの中にも、きちっとふるさと科の中でそういう町の歴史をどう学ぶかというのは、1年から9年まで通して系統的にプログラム、教育課程は組んでおりますので、今お話しいただいた思いをさらに先生たちにも伝え、それを子供たちに伝え、子供に伝えれば親に伝わる。あるいはその子が大人になって、また我が子に伝わるという、そういう連綿とした営み、それこそが私は歴史なんだろうなというふうに思いますので、そこについては手を抜かないできちっとやっていきたいと思います。

○議長（小松則明君） あと町側の、大槌町の歴史から言うなれば観光、それから交流、人々が大槌町に来て落とす金、そういうものまで、私は聞いている中で、言うなれば大槌町の魅力を生かしたということの中身があるんじゃないかと、そういう意見だと思いますけども、それについては町のほうではどうお考えでしょうか。教育長。

○教育長（伊藤正治君） 歴史だけではなくて、観光資源もたくさんあるわけです。

今後、いつも議員さんたちから御指摘、質問いただいて答えておるわけですが、教育委員会としましても、よそとの子供たちの交流を図って、この町に来てもらって大槌のよさを見てもらっています。

今回、あした東成瀬の、例の学力日本一の村から子供たちが来ることになっていますけども、ちょっと向こうも体調を崩す子が多くて9月になりましたけども、いつも吉里吉里海岸に行って、初めて海に接する子もいます。その子供たちが親になって、その子供たちが海にいったときに、きっと東成瀬の子は吉里吉里海岸に連れていく、あるいは大槌の浪板海岸に連れていく。ですから、その交流人口、交流についても、あしたあさって、来年の交流もありますけども、10年後、15年後につながる交流もあるんだろうな。そういった意味では、観光であれ歴史であれ、今言ったような積み重ねをしていくということが大事なんだろうなと思います。

今大槌学園の校舎を見に、あるいは大槌町の一環教育、コミュニティースクールを見に、今月だけでも6カ所の教育委員会なり団体が視察に訪れています。今まで100人を超える方々がおいでになっています。その方々にも、私たちはぜひ町内の旅館に泊まっ

てくれ、ホテルに泊まってくれということでお願いしながら、交流人口の拡大にも微力ながら教育委員会としても一役買えればいいなという思いでやっています。

決してばらばらにやっているのではなくて、教育委員会と首長部局が一緒になった取り組みとして、今阿部議員が言っているまちづくりということも考え、視野に入れながら、進めているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私はまず挾田館について、決まってきましたとそういう答えなんですよ。大槌町の教育委員会としてはどういう対応、どういう考えを持っていたんですかって聞いているんです。教育委員会は、町の埋蔵文化財に対してきちんとした管理とか、そういう責任があるんじゃないですか。大槌町のことは大槌町の教育委員会。全然何も話がなくて、「はい、そうですか。それではどうぞ」じゃないでしょう。

例えば三内丸山遺跡なんかもありますよね。それから、平泉の藤原の館っていうか、柳之御所、これも県道とかそれから球場をつくるためにやったんだけど、それに伴って発掘調査をしたらば、これは重要な遺跡だからこれを残そうっていう。そして今では、大変な観光、勉強の場、学習の場になっているわけなんです。そして、柳之御所も世界遺産の1つの中に入ってきている。そのことを言ってるんです。町としての教育委員会の考えを聞いています。難しいですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 先月5月20日ですが、県埋文の発掘調査の、遺跡の様相というか、私自身も、やはり山城としてのある意味での価値みたいな、要所的にっていう、前日も答弁しましたけれども、そういう場所なんだろうと。いずれ北からの、辺地沢を通じて敵が攻めてきた場合に、やはりここにまず迎え打つという場所なんだろうなと。それで、こういった帯郭が3条も構成されていると。対岸には議員御存じのとおりくまん館と。それを挟むようにこの館があつて、そして中央には大槌城があるというようなことで、やはり挾田館っていうのはそういう要所的なやっばり山城、出城だったんだろうなと。言い伝えですけども、孫八郎の家臣である老臣の三浦越前守がそこを守っていたという伝説もあると。

我々としても、教育長が言ったように、こういった結果になり大変残念なんですけども、いずれ山城として一部は残りますので、こういった観点からの周知ですね、説明板等を設置して、皆さんに伝えていきたいなというふうに思っています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 山城の一部は崩れるけどって、一番重要な防備の施設がなくなってしまうんです。そして、680年という長い間続いてきたもの。私たちはこの歴史をどのように……。例えば今皆さんが変わって、私も変わるかもしれませんが、将来的にこういう遺跡がある、これをまたまちづくりに使おう、そういうこともあるわけです。普通のもので、どこにでもあるようなものであれば構いません、記録でも。それを伝えるだけです。でもほかにはない、町の一番いい場所に、ちょうどいい手ごろな高さである。これを活用しない手はないではないかってずっと言ってきたんです。

例えばあそこのところをもうちょっと発掘して、そして、町の資料館、あるいはそういう歴史を伝える、学校の近くですからね、そういう文化施設も必要、あってもいいんじゃないかなと。そしてあそこは展望もいいし、町民の憩いの場にもなるし、学習にもなるし、それから内陸から来る人にも一番先に目につく。尋ねなくてもここかって言われる顔を持っているっていうことなんです。交流の中で町のよさっていうのは。私はそれを教育委員会としてどのように——教育委員会そのものの力、地域の役割っていうのは、文化財保護法に決められております。私はそれを言っているんです。町内の文化財に対してどのような思いで、どういう意見を言ったんですか。どういう話し合いがなされたんですか。でも話し合いは全然していない。では文化財保護法という法律に抵触はしませんか。大丈夫なんですか。その辺をちょっと……。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 前回もちょっとお話ししましたけども、まず挾田館に関しては、史跡指定にはくくられていない遺跡でありまして、通常の周知の埋蔵文化財と。もしこれが、例えば、町であれ県内であれ史跡指定ということであれば、やはり当町の文化財保護審議会に諮問するという手続を踏みますので、こういった形ができたんだろうと。残念ながら、挾田館は周知の埋蔵文化財包蔵地というようなことで、県のほうと国のほうで協議がなされ、記録保存の決定ということになったんだというふうに考えています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 周知の遺跡っていうことを、わかっていたんですね。わかっている——周知の遺跡に関しての文化財保護法もあるはずですよ。今ちょっと目がちらちらしているんですけども。

まず、町とのかかわりってということで、文化財保護法っていうのは、「埋蔵文化財は国民共有の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根差した歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること」と規定されております。

ですから、私たちは、この町の歴史に関して、国と県が決めましたから、はいそうですかではないですよ。この遺跡に対してどう思うんですか。これはまちづくりっていう中で、これを全面的に出す。何度も言いますが、軽井沢もそうです。どういうまちをつくるか、あります。それから歴史を大事にしているのは、もういっぱいありますけども、歴史はほかではまねできない、その土地特有の観光資源であり財産であり、教育、文化のもとなんです。

またかって言われますけども、もったいない、あそこを見るたびに私は本当にもう胸が張り避ける思いなんです。こんな大事なものを、なぜ未来に伝えていかないのか。

私が思うのは、まず伝える。それだけじゃなく活用するっていうことなんです。文化財としての意識を、もうちょっと町民みんなの中に広めるよう教育委員会に頑張ってほしい、こういう思いで何度も何度も言うんです。

文化財保護法の中で、町では結局何もしてなかったということで、そう理解してよろしいですね。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） いずれ本件に関しては、我々もなかなか関与する——この通知ですね、平成20年3月県教委からの回答通知という文化財調査の通知をいただいて初めてここが記録保存になっていくのかなということ認識したわけですけども、いずれ今おっしゃったように、例えば周知の埋蔵文化財包蔵地であっても、青森県の三内丸山なんか、前は野球場にすると。発掘調査が進むにつれてやっぱり大変な遺跡であると、そういう例も確かにございます。これが挾田館に当てはめた場合に、どうだったのかなっていう感じはします。

町場としては、確かに要所的な遺跡であるということは我々も認識はしておりますが、例えば館ですね、実は大槌城、これはもちろん県指定になっていると。県が認めている文化財であると。そして、町でも実は山城っていうか、吉里吉里の田中館、これは町の指定文化財、史跡になっています。こういった城館も、実は中世の城館もありまして、

なかなかこれが挾田館までに、ちょっとこの指定までに及ばなかったっていうのは、私たちとしても大変残念だなというふうに感じてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 残念だなんていう前に、教育委員会として意見はできない状態にあったって言いますけども、言うてはだめなんですか。県や国に対して、町にはこういう遺跡があるし——つまりそういう大事なものとは思ってなかったということなんですね。大事なものと思っていたか思っていなかったか、それでまた対応が違ってくると思いますけどもどうなんですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 大変大事なものでございます。町史においても、あるいは大槌漁業史においても、きちっと歴史的な位置づけがありまして、これは大槌漁業史の129ページに、いわゆる安渡の文蔵旦那がこの越前の子孫だということでちゃんと書いてありましたし、私も安渡ですので、すごいなあという思いはあります。

ですので、個々の文化財であるとか、さまざまなものについては、それぞれの思い入れがあり、価値があり、歴史があり、一つ一つはそれは大事なものでございます。

そういったことで、全部が全部、形のまま残してっていうわけにはなかなか、まず先ほどからお話ありますけども、まちづくりの中で何を残して、何を記録保存にし、何を現物でやる、また発掘して復元するか、まずそれは今生涯学習課長も言いましたけども、今回の発掘が進んでいく中で、そういった歴史上の重みが、価値が、これは壊してはだめだとなれば、やはりそれは国に申し入れしながら、路線の変更であるとか工事の変更であるとか、それは申し入れることになるんだろうと。

そのための調査の発掘でございまして、今回は、そこまでではなくて記録保存でもって後世に伝えていこう、その記録保存のあり方、あるいは後世に伝える伝え方を今後教育委員会がより有効で、多くの町民に知ってもらい、関心を持ってもらい、大事にしてもらうというような、そういう手だてを今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず私が問題にしているのは、多分御存じなかったんでしょう、そういう遺跡があるっていうことを。発掘したら何か出てくるかもしれない、その程度のことかななんて、私今話を聞いたんですけども。山城はほかにもありますから大事

ではないと言いますけども、山城はうちの後ろの山にも山城があります。でも、あそこまで町の資源として活用するっていったら、容易なことじゃないです。

私はね、この資源を活用したい。そして子供たち、それからこの町に住む人たちが、もっと文化的レベルを上げるって言ったらちょっと失礼になるかもしれませんが、相当高いと思いますけども、まだまださまざまな文化に浸れる場所であるということなんです。

それで、教育委員会独自の判断でできるものなのですかっていう部分もお尋ねします。町の歴史、文化っていう、文化財保護法の中で、先ほども言いました、国民共有の財産であるということ。その活用するということは、これは国のほうの、それから大槌町の文化財保護審議会規則っていうのがあります。第4条審議会の諮問では、「教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。」、「教育委員会による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行」の場合諮問すること。

やむを得ず遺跡を現状のまま保存できない場合には、事前に発掘調査を行って、遺跡の記録を残し、いわゆる記録保存ということで発掘調査を行う。

震災以降は環境影響調査っていうのは省略してましたけども、文化財保護法に関しては従来どおりです。文化財保護法ということで、やむを得ずっていう、やむを得ずとはどういう理由でやむを得ずなのですか。あそこの道路を1メートル西にずらただけで、あそこは守られるんですよ。

私はそう思って、まちづくり審議会にもしゃべりましたけども、そういうことは教育委員会では何も言わなかったんですねっていうことです。その遺跡に対する認識がどうなんだって聞いています。審議会が開かれないのはどういうわけですか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 今議員から文化財の保護条例ですね——いずれ大槌町の文化財保護条例がありまして、議員御指摘の文化財保護条例によると町指定文化財の指定解除、これについて大槌町文化財保護審議会がこの諮問機関として受けて議論する、協議するということで、今回の挾田館は、そもそも町の指定として指定されている遺跡ではないことから、この場合諮問案件には該当しないということでもあります。

さらに国・県との間において、文化財保護条例第94条に基づき正式な手続きが基本的には行われており、停止を命じられる状況にないことから、諮問案件には該当しないということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 埋蔵文化財は土の中にあるものとか、いろいろ気づかない部分が出てくるわけなんですけども、これは否定するしないにかかわらず、やっぱりその財産として見るっていうことなんです。そのことをやっぱりしっかりしなきゃなんない。

それで前にも言いましたけども、国・県の議事録を、どういうことでそういうふうになったかっていうのを教えてくださいって言ったら、調べますということは聞きましたけども、そのことも聞きたいんですよ。全然この町として挟む余地のない、そういうことなのか。違うでしょう。

例えば道路をつくるためには大体予想して発掘調査をします。山の南側、海岸線等には大体住居とかいろんなのがありますので、あらかじめ発掘して、あるかないかを確認しながら、それを調べていきます。その一環の中で、挟田館が入ってしまったんじゃないですか。

でも、教育委員会としては重要な遺跡っていう割には、ここはこういうもんだからまちづくりのために必要だっていう、そういう思いがあれば私はうれしかったなとそういうことなんです。

まちづくりとはそうじゃないかなっていうことを、ずっと言ってきたんです。

まず、国・県の会議録とかそういうのは出せますか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 本件に関して県教委のほうに前回お尋ねしたところ、この平成20年の3月通知、県教委通知以外に、我々大槌町教育委員会のほうに何らかの通知があったのかと、こちらのほうからお話ししましたら、そういう通知は町のほうにはしていないという御回答でした。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まずこういう中で道路整備がありますよ、発掘調査をしますということだけですよ、県教委のほうから来たのは。それ以外の、ここはこういうふうにしなければならないっていうわけではないですよ。道路にするために発掘をするという、そういうそうお知らせだけですよね。違いますか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） これは県から当時の三陸国道事務所のほうに分布調査をした回答通知が通知されて、回答通知の写しが我々町のほうに届くと、そういう通知が

届くということになっていまして、それで初めて我々は先ほど答弁したように記録保存の決定というふうに確認するということになってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） でしたらば、その記録保存っていうその決定の中に、大槌町教育委員会は一切タッチしていないと、それでいいんですかって私は聞いているんです。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） いずれ我々のほうではタッチしていないという状況でございました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） いずれ周知の文化財として、どういう審議がなされて記録保存にしたか。残すかあるいは記録保存にするかっていうのは、ただ単に発掘調査をすればいいということじゃなく、それなりの文化財保護審議会等の決定があってからじゃないですか。違うんでしょうか。お尋ねします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 先ほども答弁しましたように、いずれこの挾田館が史跡指定であれば、町のほうでもやはり何らかの文化財保護審議会等を開いて協議がなされると。ただこれはやっぱり挾田館は、周知の埋蔵文化財包蔵地であるというようなことで、こういう経緯が、話し合いの機会が持たれることはなかったということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まずじゃあそのわかった大事なことだって教育長が答えましたけれども、残っている部分について町指定の考えはありますか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） いずれ保護審議会の中、今話題になっておりますけれども、調査結果等について御報告し、審議し、残っているところ——いわゆるどこまでを挾田館として残すのか、東側の平場の下までなのか、南側もそうなのか、北側もそうなのかというのは、今議員がお話になっているいわゆる西側の部分については今課長がお話したような対応をとらせていただきたいと。それから残りの分については、関係者等からまた意見を聞きながら、どういう対応をするか、この間の発掘の現場調査のときにもお話があって、大部分のところは東側にあるよというような説明をいただきましたので、それ

を参考にしながら検討させていただきます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす7日は、午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後3時23分